

# 世田谷区 児童相談所設置・運営計画 — 第1次更新計画 —

## 第2部（児童相談所設置市事務編）

（案）

この計画案は現時点での検討状況をまとめたものであり、今後の更新で変更する可能性がある。

平成30年5月

世田谷区

## 目次

第1章 共通事項.....	3
1 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務について .....	3
(1) 児童相談所設置市が処理する事務の範囲.....	3
(2) 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務の概要.....	4
2 設置市事務の移管に向けた準備の進行 .....	5
第2章 児童福祉審議会の設置に関する事務.....	6
第3章 里親に関する事務 .....	12
第4章 児童委員に関する事務 .....	15
第5章 指定療育機関に関する事務 .....	18
第6章 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務.....	20
第7章 障害児入所給付費の支給等に関する事務.....	25
(1) 概要 .....	25
第8章 児童自立生活援助事業に関する事務.....	29
第9章 児童福祉施設に関する事務.....	32
第10章 認可外保育施設に関する事務.....	36
第11章 小規模住居型養育事業に関する事務 .....	39
第12章 障害児通所支援事業に関する事務.....	41
第13章 一時預かり事業に関する事務.....	45
第14章 特別児童扶養手当に係る判定事務.....	48
第15章 療育手帳に係る判定事務 .....	50
第16章 新たに追加された事務.....	52
<参考1> 課題（検討項目）の整理 .....	53

# 第1章 共通事項

## 1 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務について

### (1) 児童相談所設置市が処理する事務の範囲

#### ① 児童福祉法の規定に基づき児童相談所設置市が処理する事務

児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行例第45条の3により、児童相談所設置市が行うべき事務（以下、「設置市事務」という。）の範囲が規定されている。この規定に基づき、区が児童相談所を設置した際には、都が現在処理している事務の一部が区に移管されることとなる。

#### <児童福祉法第59条の4（指定都市等の特例）第1項>

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

#### <同法施行例第45条の3（児童相談所設置市が処理する事務）抜粋>

法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（略）とする。この場合においては、第4項から第7項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。（以下略）

#### ② 国の通知及び要綱に基づき児童相談所設置市が処理する事務

- 児童福祉法第59条の4第1項に規定する「児童相談所を設置する市として政令で定める市」（児童相談所設置市）として指定を受けるにあたり、必要となる手続きについては、厚生労働省通知（平成20年8月29日雇児総発第0829001号「児童相談所を設置する市について」）で示されており、同通知において、児童相談所設置市が処理する事務の範囲を以下のように定めている。

#### <児童相談所を設置する市について（抜粋）>

児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するために児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

- これにより、児童福祉法に定める設置市事務に加え、国の通知及び要綱に基づき指定都市が実施している事務についても、児童相談所設置市が行うこととなる。

## (2) 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務の概要

	事務	概要	根拠法令等 ※
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また、知事の諮問に答え、関係機関に意見を具申する。	法8条4,5項、法27条6項等
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。	法6条の4、法46条、細則14条等
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	法17条4項、法18条の2等
4	指定療育機関に関する事務	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	法20条、法21条の3、法21条の4、法50条、法56条
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法50条5の2、細則7条の3,4、令23条の2
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	法24条の2～7,9,13,15～20、法50条、法57条の2～4
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関する事、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	法34条の4等
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	法35条4,7,12項、法46条、法58条
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	法59条、法59条の2
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法34条の4等
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	法34条の3等
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法34条の12等
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	「特別児童扶養手当」を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。 「特別児童扶養手当」・・・20歳未満で心身に一定の障害がある児童を扶養している主たる生計維持者に支給される国の手当	指針第6章第8節1-（2） 「判定の実施」
14	療育手帳に係る判定事務	18歳未満の方への愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、都知事へ進達する。	要綱2～4条

※法：児童福祉法  
 令：児童福祉施行令  
 細則：児童福祉法施行細則  
 指針：児童相談所運営指針  
 要綱：東京都愛の手帳交付要綱

## 2 設置市事務の移管に向けた準備の進行

- ・児童相談所設置市事務の移管に向け、平成29年度においては、都や近隣自治体の状況調査などを進め、検討の方向性を定めるとともに、実施に向けたスケジュールを定めたところである。
- ・今後、引続きこの検討の方向性とスケジュールに沿い、実施に向けた準備を進めるものとする。

年次	設置市事務の移管に向けたスケジュール概要
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内ワーキンググループの設置、同ワーキングによる都・近隣自治体の状況調査等の実施</li> <li>○<u>検討の方向性、準備作業のスケジュールの策定</u> ※</li> <li>○特別区長会を通じての都協議課題・共通課題の検討</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5月 福祉保健常任委員会 ・検討状況（設置・運営計画案の更新（第一次更新））の報告</li> <li>○7月 福祉保健常任委員会 ・検討状況（設置・運営計画案の更新（第二次更新））の報告</li> <li>○9月 福祉保健常任委員会 ・政令指定に向けた開設準備の進捗状況の報告</li> <li>○2月 福祉保健常任委員会 ・検討状況（設置・運営計画案の更新（第三次更新））の報告</li> <li>○3月頃 政令指定要請</li> </ul>
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織体制の整備、整備後の設置市事務の担当課による準備の進行</li> <li>○6月頃（見込み）政令指定</li> <li>○7月 福祉保健常任委員会 ・検討状況（設置・運営計画案の更新（最終更新））の報告</li> <li>○児童相談所設置条例ほか設置市事務関連の条例の制定・改正等</li> </ul>

※事務ごとの検討の方向性、スケジュールの詳細は、次章以降に掲載。

## 第2章 児童福祉審議会の設置に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

##### ア 児童福祉法

第8条

第9条

第27条第6項

第33条第5項

第33条の12第1項、第3項

第33条の13第1項

第33条の15第1項、第2項、第3項、第4項

第34条の15第4項

第35条第6項

第46条第4項

第50条第1項

第51条第1項

第59条第5項、第6項

第59条の5第2項

##### 同法 施行令

第29条第1項

第32条第1項、第2項

##### イ 地方自治法施行令

第174条の26第5項

第174条の31第2項

第174条の49の9第2項

##### ウ 児童虐待の防止等に関する法律

第13条の5

##### 同法 施行令

第2条

##### 同法 施行規則

第7条

##### エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法

第7条

##### 同法 施行令

第13条

##### オ 母子保健法

## 第7条

カ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第3条

第14条の4

キ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第3条第1項

ク 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

第3条第1項

ケ 里親が行う養育に関する最低基準

第3条

コ 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

## ② 事務の概要

ア 法第8条により、「児童福祉に関する事項」を調査審議するため、「審議会その他の合議制の機関」を置くことが定められている。

イ 所掌事務等の根拠

i-a) 都道府県知事が児童福祉審議会に意見を聞かなければならないとされている事項（法第8条第1項）

- ・要保護児童又はその保護者に対する措置に関すること（法第27条第6項）
- ・保護者や後見人の意に反した一時保護の延長（法第33条第5項）
- ・保育所の認可（法第35条第6項）
- ・児童福祉施設に対する業務停止の命令（法第46条第4項）
- ・児童福祉施設の閉鎖（法第59条第5項）

i-b) 都道府県知事に対し意見を述べることができるとされている事項

- ・被虐待児童の保護措置に関する知事報告（法第33条の15第3項）

ii) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議（法第8条第2項）

iii) 児童福祉審議会が市町村に設置されている場合、首長が児童福祉審議会に意見を聞かなければならないとされている事項（法第8条第3項）

- ・家庭的保育事業の認可（法第34条の15第4項）

iv) 都道府県児童福祉審議会は知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の、管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる（法第8条第4項）

v) 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる（法第8条第5項）

vi) 児童福祉審議会は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提

出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる（法第8条第6項）

vii) 社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない（法第8条第7項）

viii) 児童福祉文化財に係る推薦や勧告を行うこと（法第8条第1項）

### ③ 想定される対象件数等

ア 参考：平成28年度における東京都の審議状況

i) 本委員会 年2回

ii) 部 会 ① 里親部会（6回）

② 子供権利擁護部会（12回）

③ 児童虐待死亡事例等検証部会（6回）

④ 保育部会（15回）

※ 他に、児童福祉行政の諸問題の中から課題を設定し、知事に意見を述べる専門部会が設置されており、任期（2年間）中に、8回程度開催されている。

イ 参考：平成29年度における東京都の職員体制

児童相談所とは別に児童福祉審議会の事務局を設置。

事務職3名が従事（その他、部会ごとに各所管が担当）。

## (2) 実施方法

今般の児童相談所の移管を契機として、児童相談を含めたより世田谷区らしい児童福祉行政のさらなる推進を図るためにも、当該合議制の機関については、世田谷区単独で設置・運営する方向で調整を進める。

## (3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

子ども・若者部子ども育成推進課、子ども家庭課、障害福祉担当部障害施策推進課、保育担当部保育課、保健福祉部調整・指導課

## (4) 今後の課題と検討の方向性

### ① 委員の選考・確保について（各区課題）

ア 医師や法律家など専門性を有する人材の参画と経験の集積

- ・ 先行自治体の事例を研究し、制度設計や委員構成のあり方の検討を進める。
- ・ ②アの検討とあわせて検討するものとする。
- ・ 具体的な人選については、平成31年度中の確定を目途とする。

### ② 組織の体制・整備について（各区課題）

ア 合議制の機関と既存会議体との関係の整理と、そのあり方（統合等）及び設置根拠の確定

- ・ 児童福祉法第8条の規定に基づく設置（児童福祉審議会）のほか、地方社会福祉審議会（区では地域保健福祉審議会）の部会としての設置または条例により子ども・子育て会議に本審議会の機能を附加することが可能である。

<参考>児童相談所設置市（政令市、中核市の一部）の状況

i) 「児童福祉審議会」として設置

横浜市、川崎市、岡山市、横須賀市

ii -a) 「社会福祉審議会」の調査審議事項とする

仙台市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、北九州市、金沢市

※大阪市（平成30年度より児童福祉審議会を再設置予定）

ii -b) 「社会福祉審議会」が「子ども・子育て会議」を兼ねる

さいたま市、静岡市、広島市、熊本市

iii) 「地方版子ども・子育て会議」が「児童福祉審議会」を兼ねる

札幌市、京都市、福岡市

イ 専門性を考慮した専門分科会（部会）構成の確定

- ・ 合議制の機関は、区が行う児童福祉施設の認可や業務停止の命令、里親の認定や児童養護施設への入所措置等に意見具申等を行うことから、専門分野の知見や経験を審議に反映するため、総会（本委員会）の元に個別のテーマを扱う専門分科会や部会を設置することができるとされている。

<参考>児童相談所設置市の部会等の構成

（☆児童福祉審議会、★社会福祉審議会、◇子ども・子育て会議）

☆横浜市：6部会 ☆川崎市：4部会 ☆岡山市：2専門分科会

☆福岡市：4専門部会 3専門委員会 ☆横須賀市：5分科会

☆金沢市：2専門部会 ★仙台市：2部会

★さいたま市：2分科会 2専門部会 ★千葉市：1分科会 2専門部会

★相模原市：1分科会 3部会 ★新潟市：1分科会 1部会

★静岡市：1分科会 1部会 ★浜松市：1分科会 1部会

★名古屋市：1分科会 ★大阪市：1専門分科会 12部会

★堺市：1専門分科会 4部会 ★神戸市：1専門分科会

★広島市：専門分科会 4部会 ★北九州市：1専門分科会 1部会

★熊本市：1専門分科会 ◇札幌市：5部会

◇京都市：7部会 1分科会

ウ 担当部署の決定と実施体制の整備

- 審議項目の専門性や現在の所掌事務等を考慮し、総会（本委員会）及び各専門部会（分科会）の運営を所管する部署を確定する必要がある。

## エ 事務量の算定

設置根拠の確定、部会（分科会）の構成の決定内容を踏まえ、算定する。

設置根拠や専門部会（分科会）の構成によって事務量が変動すると想定されるため、具体的な事務量算定に当たっては、他自治体における開催頻度等を詳細に調査し、参考とする。

### ③ 人材の確保・育成について

- ア 総会（本委員会）や部会における審議に求められる専門性を有する人材の確保
- ・ 区内2医師会、弁護士会、区内児童養護施設、（社福）虐待防止センター等、区内の関係者・機関の協力を得ながら、必要となる人材の確保に取り組む。

### ④ 都・各区の連携・支援について（都協議課題）

#### ア 都審議会からの引継ぎ・連携方法

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。

#### イ 都と共通の実施基準やマニュアル等の策定に関する技術的支援や研修、関係機関への情報提供のあり方

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務においても、実施に際して、各区の裁量（考えを反映した事務処理を行う必要があるため、東京都の実施基準等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
- ・ なお、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ必要な東京都からの技術的援助等について協力要請を行っていく。

### ⑤ 基準等の整備や事務処理について（特別区共通課題）

#### ア 専門的知識を得るための合同研修

- ・ 都から事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。
- ・ 検討の方向性が出されるまでの間、現在特別区研修所で実施されている専門研修（「児童虐待への対応」「児童家庭福祉」「児童心理」など）や平成30年度から始まる児童相談所移管に向けた課題別研修などを活用し、各区で人材育成を進めていく。

#### イ 事務連絡会の設置

- ・ 審議会を担当する所管による情報共有の場は必要であり、情報連絡・共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。
- ・ 具体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについては、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討状況に合わせて対応する。
- ・ また、会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度について

は今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。

⑥ 各区との連携について（特別区共通課題）

ア 児童虐待死亡事例の検証等、特別区間での実施の仕組みづくり

- ・ 検証については、当該区で実施することを基本としながらも、情報の蓄積も必要であることから特別区共通の検証及び情報共有の枠組を検討する。また、検証に当たっては、当該事例の関係区、東京都とも連携を図っていく。
- ・ 特別区間の枠組が構築されるまでの間、情報の共有は、(仮称)児童相談所長会や関連課長会などを活用していく。
- ・ 検証の進め方など実務については、東京都の例や厚生労働省通知等を参考にするとともに、特別区全体で東京都に情報提供を求めていく。

(5) スケジュール

平成30年度 <共通事項>

- ・ 部会の構成（関係所管課）の決定
- <総会（本委員会）事務局担当所管>
- ・ 審議会の条例・施行規則等の原案作成
- <専門部会等担当所管>
- ・ 各部会の運営等の規定の原案作成

平成31年度 <共通事項>

- ・ 区民周知
- <総会（本委員会）事務局担当所管>
- ・ 条例や施行規則等の制定手続き
  - ・ 区長の諮問事項の検討
- <専門部会等担当所管>
- ・ 各部会委員の選任に向けた調整

平成32年度 <事務局担当所管>

- ・ 第2期の運営、総会（2～3回）の運営
- <部会等担当所管>
- ・ 部会の運営

### 第3章 里親に関する事務

#### (1) 概要

##### ① 根拠法令

- ア 児童福祉法
  - 第6条の4
  - 第11条2項
  - 第46条
- イ 同法施行令
  - 第29条
- ウ 東京都児童福祉法施行細則
  - 第14条
  - 第15条

##### ② 事務の概要

- ・児童福祉法第6条の4に規定する里親等について、同法第11条2項へ、による里親に関する普及啓発、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出、里親と児童のマッチング・交流に関する調整、里親会等関係機関の調整等、里親制度推進のための総合調整を実施する。
- ・児童福祉法施行令第29条により、里親の認定にあたっては、児童福祉審議会の意見を聞くこととなっているため、審議会に諮るための調整事務を行う。

※ なお、東京都では、里親希望者からの申請書の受理、家庭調査等について、東京都児童福祉法施行細則第14条に定めている。(申請受付と家庭訪問調査は児童相談所が行うこととなっている。)

業 務	児童相談所運営指針	現行	移管後
申請書受理、家庭（訪問）調査	児童相談所	児童相談所	現行と同様の分担を基本とする。
登録前研修	設置市	設置市	
欠格事由確認	児童相談所	児童相談所	
児童福祉審議会への諮問・答申	設置市	設置市	
里親の名簿登録	児童相談所又は 設置市	設置市	
子どもの委託	児童相談所	児童相談所 ※マッチング・交流に関する調整は設置市	

里親委託推進の取組	児童相談所	児童相談所
里親の支援等	児童相談所	児童相談所
里親支援事業の取組	設置市	児童相談所、設置市
都道府県等間の連絡	設置市	設置市
報告徴収・立入検査	設置市	設置市
措置費等支払い事務	設置市	設置市

③ 想定される対象件数等

- |              |         |                   |
|--------------|---------|-------------------|
| A 養育家庭申請件数   | 1 2 件程度 | (世田谷児相 年 3～8 件程度) |
| B 養子縁組里親申請件数 | 1 0 件程度 | (世田谷児相 年 6～9 件程度) |
| C 専門養育家庭申請件数 | 3 件程度   | (世田谷児相 年 0～1 件程度) |
| D 親族里親申請件数   | 1 件程度   | (世田谷児相 年 0～1 件程度) |

※ 登録前研修は、A及びBに対して行う。

(2) 実施方法

里親の登録前研修、審議会への諮問、名簿登録、里親支援事業、立入検査は世田谷区単独で行う。措置費支払いについては、区から措置された児童の費用は区が支払う。

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

子ども・若者部子ども家庭課、総合支所保健福祉センター生活支援課

(4) 今後の課題と検討の方向性

- ① 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則を改正して、里親の申請や登録についての手続き等を定める。
- ② 平成30年2月の「児童相談所移管に係る課題の検討状況」で示されている以下については、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議の検討を受けて、取組を進める。

【共通課題】

ア 共通の事務処理基準・マニュアル等の作成

マニュアル等の作成：東京都の内容を踏襲する方向で引き続き検討を行う。

イ 里親認定基準の統一化

- ・ 都の里親認定基準を参考に、特別区間の基本となる里親認定基準を策定する。
- ・ 個別の事項（同性カップル等）の取扱いについては、引き続き検討を行う。

【都協議課題】

ア 都からの事務引継ぎ

イ 都のマニュアル等の提供

- ・ 他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ都に対し情報提供を求める。
- ③ 里親の登録数を増やすための取組（里親リクルート）として、ファミリーサポート事業援助会員や学校等を通じた里親登録の呼びかけを行う。また、協力家庭によるショートステイを実施して子どもの預かりを体験することで、里親登録につないでいく。
- ④ 報告徴収、立入検査を実施する。

(5) スケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務を担当する新たな組織体制の検討、里親に関する事務量の算定、人員体制の検討</li> <li>・ 里親リクルートの手法の検討</li> <li>・ 里親認定前研修カリキュラム等の検討</li> <li>・ 検査体制等の検討</li> <li>・ フォスタリング機関の設置検討（児相）</li> </ul> |
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の施行に関する規則の改正</li> <li>・ 里親に関する事務手順等の確認</li> <li>・ 里親認定基準の制定</li> <li>・ 検査体制等の検討</li> <li>・ 措置費支払い準備</li> <li>・ フォスタリング機関の設置準備（児相）</li> </ul>         |
| 平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親登録受付開始</li> <li>・ 里親認定前研修の実施</li> <li>・ 里親リクルートの取組</li> <li>・ 措置費等支払い事務開始</li> <li>・ 検査開始</li> <li>・ フォスタリング機関の設置（児相）</li> </ul>                        |

## 第4章 児童委員に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

##### ア 児童福祉法

第16条第2項

第17条第4項

第18条の2

##### イ 民生委員法

第4条第1項

第5条第1項

第11条第1項、第2項

第17条第1項

第18条 等

#### ② 事務の概要

##### ア 定数条例の制定、改正、台帳管理

##### イ 委員の推薦等事務

###### 【現在区で行っている関連事務】

- ・各地区で内申協議会を開催し、候補者を推薦する。
- ・推薦会で候補者を審議し、都へ推薦する。
- ・国へ推薦する。(都)  
(住所要件など慎重な審議が必要な場合は、審議会(分科会)で審議する。)
- ・都を通じて決定通知を区へ交付する。(国)

##### ウ 義務違反など委員の解任に伴う具申

###### 【現在区で行っている関連事務】

###### i) 一般解職の場合

- ・委員から提出された辞職願を、都を通じて厚生労働省へ提出する。
- ・都を通じて決定通知を区へ交付する。(国)

###### ii) 職権解職の場合

- ・都へ解職を具申する。
- ・審議会を開催し審議する。該当委員は意見することができる。(都)
- ・国へ解職を具申する。(都)
- ・都を通じて決定通知を区へ交付する。(国)

###### iii) 任期満了の場合

- ・都へ報告する。
- ・厚生労働省へ報告する。(都)
- ・都を通じて決定通知を区へ交付する。(国)

###### iv) 死亡解職の場合

- ・都へ死亡連絡を行う。

- ・東京都民生委員児童委員連合会及び国へ死亡連絡を行う。(都)
- ・該当民生委員の家族等へ弔電等を送る。(都)
- エ 委員の推薦にあたり慎重な審議を要するものの審議や義務違反等をした委員の解職の審議を行う審議会(分科会)の運営
- オ 指揮監督(研修の実施など)

③ 想定される対象件数等

- ア 条例改正は3年に1回、台帳管理は月1回
- イ 推薦事務は年4回、変更・辞職等に係る事務は月1回
- ウ なし(委員は無報酬であり基本的には辞職を想定)
- エ 慎重な審議を要するものの審議は年3件程度
  - ※ 義務違反者の解職審議はなし(委員は無報酬であり基本的には辞職を想定)
- オ 研修は新任・現任研修、会長・副会長研修、主任児童委員研修等を実施

(2) 実施方法

事務については、世田谷区単独で行う(研修は事業委託する)。

- ア 委員定数は区条例を制定し、定数変更時(3年毎)に改正  
台帳は月1回程度の頻度で加除訂正
- イ 委員の推薦は、推薦委員会を開催して国へ推薦  
辞職、変更等は届出に基づき処理し国へ報告
- ウ 義務違反などによる委員の解任については、地方社会福祉審議会の同意を得て  
厚生労働大臣へ具申
- エ 慎重な審議を要するものは、地方社会福祉審議会において審議し、国へ推薦
- オ 研修は東京都民生委員児童委員連合会に委託して実施

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

保健福祉部生活福祉担当課、子ども・若者部子ども家庭課、総合支所保健福祉センター生活支援課

(4) 今後の課題と検討の方向性

- ア 定数条例について、都条例等を確認して平成31年度上半期までに条例案を作成する。
- イ 推薦等事務について、事務の流れを整理して平成31年度上半期までに必要な要綱案等を作成する。
- ウ 解任等事務について、事務の流れを整理して平成31年度上半期までに必要な規定案を作成する。
- エ 地方社会福祉審議会について、位置付け、所掌事務、委員構成等を整理して平成31年度上半期までに必要な規定案等を作成する。
- オ 研修について、委託に伴う調整を進め平成32年度予算要求を行う。

(5) スケジュール

平成30年度 ～ 12月頃 事務の流れを整理

平成31年度 ～9月頃  
～11月又は2月

条例、要綱など規定案作成  
条例制定・改正

## 第5章 指定療育機関に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

- ア 児童福祉法  
第20条5項
- イ 同法施行規則  
第11条

#### ② 事務の概要

- ア 児童福祉法第20条の規定により、都道府県は、結核にかかっている児童に対しては、療養に併せて学習の援助を行うため、指定療育機関に入院させ、医療並びに学習、及び療養生活に必要な物品の支給（療育の給付）を行うことができる。
- イ 指定療育機関は、法施行令23条により「結核にかかっている児童のみを収容する」「概ね20人以上の定員」の病室、「結核の診療に相当の経験を有する医師」「診療に必要な設備（病室の陰圧化、CT、手術室等）」、「療養生活を指導する保育士その他の職員」「図書、遊具等の設備」、「病室に近接する場所に特別支援学校が設置されている」又は「病院に特別支援学級の設置もしくは教員の派遣」が必要とされている。
- ウ 療育の給付は、指定療育機関への委託により行う。
- エ 指定療育機関は病院の開設者の同意を得て、上記の人員・設備等について記載した申請書を提出し、指定を受ける。

#### ③ 想定される対象件数等

- ア 想定件数：0件
- イ 参考

2018年3月現在、都内の指定医療機関は、

- ① 都立小児総合医療センター（府中市武蔵台2）
- ② 国立病院機構村山医療センター（武蔵村山市学園2）
- ③ 同東京医療センター（目黒区東が丘2）
- ④ 同災害医療センター（立川市緑町）

の4か所となっている。

若年層の結核罹患率は0－14歳までは人口10万対で1未満、15－19歳でも3未満と低く、療育給付の対象患者が急増することは想定しがたいため、医療機関管理者にとっては需要が見込まれない。

また、仮に社会的要請などから新規指定が求められる場合は、広域的な適正配置についての配慮があると考えるのが自然である。この点、本区は東京医療センターのある目黒区に隣接しており、都内での配置を考慮すると区内医療機関を新規指定することは想定しがたい。

(2) 実施方法

事務については、世田谷区単独で行う。法令、通知等により指定療育機関について基準等の内容を確認する。

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

世田谷保健所健康企画課、感染症対策課

(4) 今後の課題と検討の方向性

現在の指定療育機関について東京都に指定までの経緯等を確認し、想定件数等について再度検討する。

(5) スケジュール

平成30年度 ・ 該当条文、通知等の確認

平成31年度 ・ 該当条文、通知等の確認

・ 都担当との調整、既存指定療育機関の指定の経緯の確認

・ 人員や設備について内容を確認できる委員等の選任要件の検討

・ 条例や施行規則等の制定手続き

## 第6章 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

##### ア 児童福祉法

###### 第6条の2

第19条の2、3、4、5、6、9、10、13、14、15、16、17  
18、19、20

##### イ 同法施行令

###### 第22条

##### ウ 同法施行規則

###### 第7条 等

#### ② 事務の概要

- ・ 児童福祉法第19条の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定、医療受給者証の交付、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、医療費の支給等、同施行規則第7条の規定により、指定医の指定等を行うことが定められている。
- ・ 児童福祉法第19条の3第4項の規定により、小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定等をしないことに関しては、その審査のために法第19条の4の規定により、都道府県（つまり事務移管後、特別区）に「小児慢性特定疾病審査会」を置くことが定められている。
- ・ 小児慢性特定疾病審査会は、申請書類において医療費支給認定、高額治療継続者認定、重症患者認定、人工呼吸器等装着者認定に関する事項を審査し、意見を述べる。

#### ③ 想定される対象件数等

##### ア 区の想定申請件数

- ・ 平成28年度小児慢性医療受給者証の申請件数（新規・更新）  
490件
- ・ 指定医の指定（5年ごとの更新、新規随時）
- ・ 指定医療機関の指定（6年ごとの更新、新規随時）
- ・ 医療費の支給（毎月）

##### イ 区の想定対象件数（審査会）

- ・ 東京都（八王子市除く）においては月2回、10～25件／回  
⇒東京都の例によれば、世田谷区での件数は月数件程度と想定  
（参考）八王子市においては月1回、40件程度（不認定の審査のみならず全  
件審査会に案件提出している）

##### ウ 参考：都の人員体制

医師（常勤1）、事務（常勤4、非常勤2）、保健師（非常勤1）

##### エ 参考：八王子市の人員体制

主査1・担当2・嘱託1・臨時職員1の人員体制で小慢・特定不妊治療助成・

養育医療・育成医療・妊娠高血圧症候群医療費助成の事務を行っている。

なお、別ラインにて保健師（メイン・サブ）が意見書の確認・審査会プレゼンを行っている。

## （２）実施方法

小児慢性特定疾病審査会（認定審査会）の設置方法等の方向性については特別区長会において検討を進める。また、各検討機関の状況を踏まえ、共同設置や合同開催の可能性について検討する。

## （３）平成３０年度の検討・準備の担当所管

世田谷保健所感染症対策課、健康企画課、総合支所保健福祉センター健康づくり課

## （４）今後の課題と検討の方向性

### ① 委員の選考・確保について（各区課題）

限られた専門医の選考・確保について

- ・ 小児慢性特定疾病審査会は、該当疾病に関する医療費等の支給認定しない場合に審査を求める、高い専門性を要する審査機関であるが、専門医のいる病院が限られる。
- ・ 専門医の具体的な人選については、都区協議または保健衛生主管部長会及び保健衛生主管課長会並びに予防課長会等での方針決定後に検討する。

### ② 組織の体制・整備について（各区課題）

ア 小児慢性特定疾病審査会の設置方法や開催頻度等の検討

- ・ 都区協議または保健衛生主管部長会及び保健衛生主管課長会並びに予防課長会等での方針決定後に検討する。

イ 事務量算定

- ・ 東京都や先行自治体の例を参考の上、②アの検討とあわせて検討する。
- ・ 審査会事務については、前項アの設置方法や開催頻度等により事務量が変動すると想定される。
- ・ 具体的な事務量の算定は、平成３０年９月までの確定を目処とする。

ウ 事務執行組織体制の検討

- ・ 前項イと同じ。

エ 条例・施行規則等の制定

- ・ 東京都や先行自治体の例を研究するとともに、都区協議または保健衛生主管部長会及び保健衛生主管課長会並びに予防課長会等での方針決定後に検討する。
- ・ 方針決定のタイミングによるが、平成３１年３月までに条例・施行規則等の原案を作成し、平成３１年４月より制定手続きを行うことを目処とする。

### ③ システムの開発・改修について（各区課題）

システムの方針決定と開発・改修について

- ・ 母子保健システムまたは保健福祉システムにおける改修方針について、関係部所管（総合支所保健福祉センター健康づくり課や障害福祉担当部障害施策推進課

等)と調整、決定する。

- ・ システムによっては②イの事務量が変動すると想定されるため、東京都や先行自治体の電算システムの仕様等を研究し、効率的な事務処理が行えるシステム改修を検討する。
- ・ 平成30年度にシステムの方針を決定したのち、平成31年度にシステム開発・改修およびシステム検証を行う。

④ 人材確保・育成について（各区題）

医療費支給認定事務や審査会の運営等において求められる専門性を有する人材を確保するための育成手法等の検討

- ・ 東京都においては認定・不認定の判定のため医療専門職を配置している。八王子市では保健師が主治医の意見書の確認を行い、必要があれば主治医に照会をし、審査会では専門医の前で事案説明を行っている。
- ・ 認定審査には専門知識を必要とするため、東京都や八王子市の例も参考としながら体制を検討する。

⑤ 移管に向けた支援について（都協議課題）

ア 事務内容に関する情報提供

- ・ 先行設置区において、都から医療費支払い事務等を引き継ぐ形で情報提供を受ける。その際に作成した引継書などを23区共有の情報資産として活用する。
- ・ 電算システムについては、各区で導入しているシステムを改修して活用する区もあることから、都における電算システムの仕様等について情報提供を依頼する。

イ 事務引継ぎ方法の検討

- ・ 先行設置区を中心に定期的な都区の情報交換会等の設置を要望する。その情報交換会を活用し、書類やデータ、マニュアルなど円滑な事務引継ぎを実施していく。

⑥ 認定審査会について（都協議課題）

審査会の設置方法の検討

- ・ 都区共同での設置を想定する場合の手法や形態と課題や効果、各区で設置する場合の課題や効果について検討する。その際、現行どおり都が審査を行う未設置区の審査対象者と、設置済みの区の審査対象者とで、不整合が生じないよう調整方法等を都と協議する。
- ・ 経過的な措置として、区児童相談所の開設数が少ない段階における都との共同設置の可能性と、その場合の課題について、都と協議する場を設ける。
- ・ 都と共同設置する場合においては、段階的に希望区を加え、その後希望区の増加に合わせて分割するなど、開設時期に合わせた対応を検討する。

⑦ 特別区間の連携について（都協議課題）

ア 統一基準の調整

- ・ 認定審査の公平性を確保する観点から、定期的に特別区主管課長会又は実務者連絡会で情報共有を図ることができる体制を構築する。その上で、都から過去の症例や判定などについての報告・情報を受けることで、基準の統一化を図っていく。

- ・ 小児慢性特定疾病は乳幼児期に発症し、数年にわたり継続して認定される疾患が多く、審査基準の継続性・公平性の担保が必須である。そのため、都から特別区に事務が移管される際には、事務の停滞を生じさせないよう円滑かつ確実な引継ぎを要望する。

#### イ 移管後の情報共有

- ・ 必要に応じて、特別区主管課長会又は実務者連絡会で、移管後においても情報共有を行う。

#### ウ 困難事例に関する技術的支援

- ・ 必要に応じて、特別区主管課長会又は実務者連絡会で移管後においても技術的支援を受けられる体制を構築する。

### ⑧ 特別区間の連携について（特別区共通課題）

#### ア マニュアルや統一基準の調整

- ・ 現在区が実施している公害健康被害補償制度の事務と同様の事務であり、都における電算システムの仕様を基に各区が持つシステムを改修して活用することになるため、八王子市での実例を参考に、各区において実務上必要最低限度な事務マニュアルを作成する。
- ・ 給付対象となる疾病については、国で定められているが、判定基準の統一性の確保については、特別区主管課長会又は係長級の実務者連絡会を通じて情報共有を図る。

#### イ 情報共有

- ・ 認定審査の基準の公平性を確保するため、特別区主管課長会又は実務者連絡会を通じて情報共有を図る。

### ⑨ 認定審査会について（特別区共通課題）

#### ア 審査会の設置方法の検討

- ・ 特別区では同時期に多数の審査会が立ち上がるなど、委員となる小児専門の医師の確保や負担軽減などが課題となるため、認定審査会については、共同設置の検討とともに、地方自治法上の手続きによらない合同開催方式についても検討する。
- ・ 併せて、共同設置や合同開催方式を行う場合には、都の審査会を含めたスキームとするかについても検討する。
- ・ 八王子市では、単独設置により、開催時間の短縮化による委員の負担軽減を図るとともに、本審査会を障害児支援へのフィードバックの機会としてとらえていることもあるため、各区単独設置のメリットについても検討する。

#### イ 全ての希望区が設置市となるまでの間の設置形態の検討

- ・ 共同設置及び合同開催方式を希望する区においては、段階的に希望区を加え、その後希望区の増加に合わせて分割するなど、開設時期に合わせて対応する。
- ・ 単独設置を希望する区は、各区において対応を行う。

## (5) スケジュール

- 平成30年度 ・ 認定審査会の設置方法の方向性の決定

- ・ 事務量算定、事務執行体制組織の検討
- ・ システムの方針決定
- ・ 個人情報関連手続き準備、条例、施行規則、要綱等原案作成
- ・ 委員選任に向けた調整
- 平成31年度
- ・ システム開発・改修・検証
- ・ 個人情報関連手続き、条例、施行規則、要綱等制定手続き
- ・ 委員の選定、委嘱状交付
- 平成32年度
- ・ 事業開始

## 第7章 障害児入所給付費の支給等に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

児童福祉法

第24条の2項、9項 等

児童福祉法施行細則

#### ② 事務の概要

##### ・障害児入所給付費の支給等

東京都では相談から援助決定、申請書收受、進達までは児童相談所で対応、その後の書類審査と給付決定、受給者証の交付、国保連への支払いは本庁所管課にあたる障害者施策推進部が行っている。

##### ・高額障害児入所給付費の支給

##### ・特定入所障害児食費等給付費の支給

##### ・満18歳以上の障害児入所給付費の支給

##### ・障害児入所施設の指定及び児童福祉施設の認可

都障害者施策推進部にて申請書類確認・審査、現地確認のうえ受理、決定

##### ・障害児入所医療費の支給に関すること（医療型施設のみ）

#### ③ 想定される対象者等

平成27年度東京都（区部）の入所給付費の申請件数

新規申請 98件

更新申請 213件

※世田谷区の障害児施設入所実人数 37人

#### <参考>都における入所判定の基準等

入所の判定について明文化した基準はなく要保護性を鑑みて個別判断している。

都立3施設（東村山福祉園、七生福祉園、千葉福祉園）等については東京都で入所調整会議を行なっている。

それ以外、利用契約の場合は保護者が個別に施設に打診しているが、施設が決まらない場合等は児童相談所が保護者と協力して施設を探している。

虐待等措置が必要な場合は児童相談所が施設へ調整を行っている。

：東京都における事務量、職員数

・標準的な事務量

1件あたり1時間程度

※都が児童相談所より申請書類を受理した後の所要時間

・職種ごとの職員数

7人（事務職）主任以下4人、非常勤3人

※ただし、入所給付費に係る事務以外の事務も兼務

## （２）実施方法

障害児入所給付費の支給等に関する事務は、世田谷区単独で行う。

## （３）平成30年度の検討・準備の担当所管

障害福祉担当部障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課

## （４）今後の課題と検討の方向性

### ① 組織体制について（各区課題）

- ・ 「給付」と「認可・指導監査」を行うセクションは分離する必要がある。事務手順を検証して、今回検討中の「障害児通所支援事業に関する事務」も含め他の児童福祉施設との統合的な体制も視野に入れた検討を進める
- ・ 都の分担をふまえ、児童相談所は、「相談から援助決定」、「入所給付費の申請書收受、進達」までを行い、「その後の書類審査と給付決定、受給者証の交付、国保連への支払い」は本庁所管課において検討を行う。ただし、都以外では児童相談所が行っている。

なお、所管課については、区民の入所者は37人と少数であること、障害があっても養護施設に入所決定する場合やきょうだいが児童養護施設に入所しているケースもあることから、相談から入所決定、給付事務等について、児童支援の観点から、他の児童福祉施設との統合的な体制も視野に入れた検討を進める（先行都市も同様の分担をしている例あり）。

施設指定については障害児入所施設が区内には無く、今後も新規は想定しにくい。検査体制等についても同様に他の児童福祉施設との統合的な体制も視野に入れた検討を進める。

### ② 給付費システム構築について（各区課題）

- ・ 給付費システムについては、費用対効果も含め、効率的・効果的な運用となるよう検討していく。

### ③ 事務量の算定について（各区課題）

- ・ 具体的な人員、事務量等については東京都や他の先行市等からの情報収集がさらに必要である（29.5.23 都からの回答「入所給付費の書類審査等1件1時間程度」）。

### ④ 23区統一の支給決定基準、事務処理マニュアルの作成（特別区共通課題）

- ・ 支給決定については、国の通知や事務処理要領に基づいて行うことから、統一した基準は不要である。
- ・ 都の回答（29.5.23）「入所判定は要保護性を鑑みて、個別判断しており、明文化された基準はない。マニュアルは調整中」であり、完成したマニュアル等を入手し、

各区で事務処理マニュアルを作成する。

- ⑤ システムの共通化の検討（特別区共通課題）
  - ・ 各区でシステムが異なるため、共通化の検討は不要である。都の資料を基に各区が関係システムの構築を進める。
- ⑥ 入所調整機能の持ち方
  - ・ 障害児入所施設は、都立施設が多く、東京都の入所調整の仕組みに区も入るなどして、綿密に連携できる体制が必要である。
  - ・ 入所調整の仕組みづくり、マニュアル作成（特別区共通課題）
  - ・ 入所している措置児童の主担当についての考え方（保護者所在が不明などの場合はどこの区が担うのか等）について整理する。
  - ・ 都の仕組みの提供を受け、入所調整に係る体制を検討する。
  - ・ 調整に係る実施要綱等のほかマニュアルを作成する際に、課題を整理し、都に対して必要な確認・協議を行う。
- ⑦ 入所状況や空き情報、ケース対応等の情報共有方法の構築（特別区共通課題）
  - ・ 東京都を通して、児童相談所を設置する各区が、各施設の入所・空き情報について把握できるような仕組みの構築が必要である。
- ⑧ 入所受給者証の交付方法の検討（特別区共通課題）
  - ・ 都の資料を基に事務処理の流れを把握し、受給者証の交付方法を含めた、児童相談所と関係所管課との役割分担を決める。
- ⑨ 障害児施設から障害者施設への移行及び移行時の支援（特別区共通課題）
  - ・ 都から入所施設の探し方や入所調整などの実施方法等の説明を受け、移行した際に特別区間で連携が必要な事項について整理する。
- ⑩ 地域の実情に合った運用を検討するための情報共有等の実施（特別区共通課題）
  - ・ 課題を整理し、情報共有方法を検討する。
- ⑪ 事業者指定や検査に関する事務の連携の検討
  - ・ ブロックによる連携した実施方法の検討（特別区共通課題）
  - ・ 都からノウハウの提供を受け、検討する。また、複数区にまたがる法人の事業所に係る情報の共有について確認する。
- ⑫ スキームの構築と費用負担の検討（特別区共通課題）
  - ・ 都からノウハウの提供を受け、課題を整理し、検討する。
- ⑬ 支給決定の公平性確保のため、共通の研修の実施（特別区共通課題）
  - ・ 都による研修や勉強会の実施を要望し、その内容に基づき、各区が作成したマニュアルの調整を行う。

## （５）スケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都等設置の児童相談所からの情報により、事務手引き作成</li><li>・ 必要に応じて再調査</li><li>・ 組織体制の確定（児童相談所と関係所管課との役割分担、所管課の確定、所管課の業務内容の確定、書類審査等から事業者指導の事務の流れの確定）</li></ul> |
|--------|--|

- 平成31年度
  - ・ 児相給付費システム構築の検討
  - ・ 条例等の原案検討
  - ・ 移管をふまえ現入所者の保護者等への対応
  - ・ 条例等の策定準備
  - ・ 児相給付費システム稼動、受給者証交付
  - ・ 都の入所者情報の引継ぎ
  - ・ 実務者研修
  - ・ 入所者、保護者、関係機関への案内
- 平成32年度
  - 事業運営開始

## 第8章 児童自立生活援助事業に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

- ア 児童福祉法  
第6条の3第1項  
第33条の6  
第34条の4、5  
第34条の6

#### ② 事務の概要

児童福祉法に基づき、児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。

#### ③ 想定される対象件数等

- ア 事業の届出受理、制限、停止 数年に1件程度
- イ 事業運営経費（事務費）、措置に関する経費（事業費）の支払い  
毎月10件程度
- ウ 検査 年1回

### (2) 実施方法

事務については、世田谷区単独で行う。区内で実施される児童自立生活援助事業の届出受理、制限、停止を行う。世田谷区の児童相談所が措置した児童についての措置費等を支払う。また、区内で実施される児童自立生活援助事業の検査を行う。

### (3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

子ども・若者部子ども家庭課、保健福祉部調整・指導課

### (4) 今後の課題と検討の方向性

平成30年2月の「児童相談所移管に係る課題の検討状況」で示されている以下については、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議の検討を受けて、取組を進める。

#### 【共通課題】

- ア 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備
  - ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（児童自立生活援助事業に関する事務）においても、事業（事務）実施に際して、各区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査等を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
- イ 専門的知識を得るための合同研修
  - ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（児童自立生活援助事業に関する事務）においても、専門的な知識等の修得が不可欠である。また、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。

- ・ 都におけるマニュアルの提供や事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。

#### ウ 事務連絡会の設置

- ・ 情報共有の場は必要であり、情報連絡・共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。
- ・ 具体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについては、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討と併せて結論を出す。
- ・ また、会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度については今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。

#### エ 現行の事務処理件数を踏まえ、特別区での共同処理の是非の検討

- ・ 事務処理件数については、非常に少ないことが予想されるが、検討項目「基準等の整備や事務処理について（実施基準やマニュアル等の整備）」における結論のとおり、各区での基準等が異なるため、共同処理については行わない。

### 【都協議課題】

#### ア 検査事務等の研修や説明会の実施体制

- ・ 現在、認可保育所の指導検査において、都が実施している「保育施設指導検査研修」などと同様の研修や説明会の開催など、必要な支援・協力について、児童相談所移管準備段階での実施を東京都に求めるとともに、引き続きさらなる検討を進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供及び勉強会の実施を都に対し求めていく。

#### イ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。

#### ウ 既存施設の移管協議

- ・ 項目を整理して引き続き検討する。

#### エ 都からの技術的援助や研修等の協力体制

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。

#### オ 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務においても、事業（事務）実施に際して、各区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査等を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
- ・ なお、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ特別区全体で必要な東京都の実施基準等について情報提供を求めていく。

(5) スケジュール

- 平成30年度
  - ・ 事務を担当する新たな組織体制の検討
  - ・ 区内の児童自立生活援助事業を行う施設の視察
- 平成31年度
  - ・ 新たな組織体制の整備
  - ・ 児童福祉法の施行に関する規則の改正
  - ・ 認定基準制定
  - ・ 設置・運営基準制定
  - ・ 東京都等に既存事業について確認
  - ・ 措置費等支払い事務準備
- 平成32年度
  - ・ 事業の届出受理等開始
  - ・ 措置市等支払い事務開始
  - ・ 検査開始

<参考>

児童自立生活援助事業（児童自立援助ホーム）は、義務教育を終了したが、社会的自立が出来ていない20歳未満の児童及び大学等に就学中であって、満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業が行われていた児童に限る）を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。事業の運営主体は都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等である。（児童相談所運営指針より）

## 第9章 児童福祉施設に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

##### ア 児童福祉法

第35条4項

第12項

第45条

第46条

第58条 等

#### ② 事務の概要

- ・ 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可。
- ・ 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認。
- ・ 児童福祉施設の設置者等に対する、最低基準維持のための監督として行う報告の徴収、検査等。
- ・ 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可の取り消し。

#### ③ 想定される対象件数等

施設の種別	区内施設数 (30.4.1現在)	認可等	検査等
助産施設	1	0	1
乳児院※	0	1	1
母子生活支援施設	4	0	4
保育所	175 (分園24)	25	200
幼保連携型認定こども園	4	0	4
児童厚生施設	26	0	26
児童養護施設	2	0	2
障害児入所施設(福祉型、医療型)※	0	0	0
児童発達支援センター(福祉型、医療型)	2	0	2
児童心理治療施設※	0	0	0
児童自立支援施設※	0	0	0
児童家庭支援センター※	0	0	0

※:世田谷区未設置施設

### (2) 実施方法

設置認可、検査等の事務は、各担当所管において行うことを基本とするが、効果と

効率の観点から精査し、横須賀市の例を参考に、設置認可、検査等の事務を一元的に行う担当部署を設置することも含めて検討する。

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

保育担当部保育認定・調整課、保育課、保健福祉部調整・指導課、子ども・若者部子ども家庭課、子ども育成推進課、児童課、障害福祉担当部障害者地域生活課、世田谷保健所生活保健課

(4) 今後の課題と検討の方向性

① 組織体制の整備について（各区課題）

ア 一元的に事務処理を行う担当部署の設置及び役割分担の明確化

- ・ 担当部署の方向性を早期に確定する。

イ 監査外部委託化の可否

- ・ 制度面における可能性は23区課題整理の中で対応する。

ウ 児童養護施設、乳児院以外についての庁内調整

- ・ 担当所管のあり方の決定後に整理する。

② 基準等の整備や事務処理について（各区課題）

ア 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定

イ 事務処理の実施基準やマニュアル等の策定

- ・ 東京都の実施基準・マニュアルを基に、改訂内容を精査する。

ウ 経験の蓄積や継続性の確保及びノウハウの習得

- ・ 業務研修を活用した業務知識の習得、人事ローテーションの考慮、困難ケースやレアケースの対応照会支援機能の確保を図る。

③ 人材の確保・育成について（各区課題）

ア 都の事務量（国との交渉、調査、統計など）の算定

- ・ 現状では情報が不足しており正確な算定は困難なため、区保有情報を整理し、並行して相模原・横須賀等の先行市（組織体制、予算規模、認可・指導監査件数、保有書類量、県との連携体制等）や東京都（平成25年度以降の事務処理実績、施設設置計画、認可・指導監督内容実績の報告有無等）の状況について調査を進める。

イ 人材の質と量の確保・育成方法

②ア及びイに同じ。

④ 基準等の整備や事務処理について（特別区共通課題）

ア 全区移管完了までの認可権者や検査主管の共通対応の要否

- ・ 移管時期の相違による他の項目における課題と同様に、特別区で考え方や方針を統一して進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ移管時期の相違による対応について、都と協議を進めていく。

イ 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備

- ・ 事業（事務）実施に際して、各区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
  - ・ 東京都における、現状の実施基準やマニュアル等については、すでに入手済みのものや、ホームページ等に掲載されているものもあるが、情報のない事務（基準・マニュアル等）については、特別区全体で東京都に情報提供を求めていく。
- ウ 専門的知識を得るための合同研修
- ・ 専門的な知識等の修得が不可欠である。また、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。
  - ・ 都におけるマニュアルの提供や事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。
- エ 事務連絡会の設置
- ・ 情報共有の場は必要であり、情報連絡・共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。
  - ・ 具体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについては、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討と併せて結論を出す。
  - ・ また、会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度については今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。
- オ 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討
- ・ 事務処理件数については、一定の件数が予想されるが、検討項目「基準等の整備や事務処理について（実施基準やマニュアル等の整備）」における結論のとおり、各区での基準等が異なるため、共同処理については行わない。
- カ 広域運営施設に係る連携
- ・ 事務連絡会の設置の項目に統合する。
- ⑤ 研修等について（都協議課題）
- ア 検査事務等の研修や説明会の実施体制
- ・ 現在、認可保育所の指導検査において、都が実施している「保育施設指導検査研修」などと同様の研修や説明会の開催など、必要な支援・協力について、児童相談所移管準備段階での実施を東京都に求めるとともに、引き続きさらなる検討を進めていく。
  - ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供について、都と協議を進めていく。
- イ 具体的な事務処理の教示
- ・ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎの項目に統合する。
- ウ 許可事務等に関する研修受け入れ
- ・ 検査事務等の研修や説明会の実施体制の項目に統合する。
- ⑥ 都・各区の連携・支援について（都協議課題）
- ア 助産施設など広域で利用する施設の検査等、事務処理を移管する範囲の再検討
- ・ 都立施設を除き、施設所在区において実施するため、都との協議は要しない。
- イ 現在の仕事量や基準などについての情報提供

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
  - ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供について、都と協議を進めていく。
- ウ 広域運営施設に係る連携
- ・ 共通課題で検討された事務連絡会の設置とともに、都との連携方法について協議を進めていく。
- エ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ
- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
  - ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。
- オ 都からの技術的援助や研修等の協力体制
- ・ 他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ特別区全体で必要な東京都からの技術的援助等について協力要請を行っていく。
- カ 認可事務や指導検査の実施状況等、都主導のもと、都と各区が情報共有できる体制づくり
- ・ 都との情報共有体制について、都との協議を進めていく。

(5) スケジュール

- |        |   |
|--------|---|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体の当該事務の実施状況リサーチ</li> <li>・ 準備担当所管と組織体制の確定</li> <li>・ 実施基準、マニュアル等の原案作成</li> <li>・ 東京都との協議</li> </ul> |
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施基準、マニュアル等の制定手続き</li> <li>・ 東京都からの案件引継ぎ</li> <li>・ 事業者への周知</li> <li>・ 条例制定</li> </ul>                 |
| 平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務開始</li> </ul>  |

## 第10章 認可外保育施設に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

児童福祉法

第59条

第59の2条

#### ② 事務の概要

- ・ 認可外保育施設からの報告徴収
- ・ 認可外保育施設への立ち入り調査
- ・ 認可外保育施設の設置届出及び休止・廃止届の受理

#### ③ 想定される対象件数等

##### ア 認可外保育施設数（平成30年4月現在）

世田谷区保育室	12
世田谷区保育ママ	12
認証保育所	49
ベビーホテル	68
企業主導型保育所	21
事業所内保育所	7
院内保育所	14
その他施設	14
ベビーシッター	141

##### イ 参考

東京都の職員体制	「届出関係事務」	2名
	「指導監査」（認可保育施設を含め）	18名
	「巡回指導」（平成29年3月～開始）	20名

### (2) 実施方法

現時点では、「届出関係事務」は認可外保育施設担当、「指導監査」は事業者認可・指導担当、「巡回指導」は保育課育成支援班で検討している。

### (3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

保育担当部保育認定・調整課、保育課、子ども・若者部子ども育成推進課、保健福祉部調整・指導課

### (4) 今後の課題と検討の方向性

#### ① 組織の体制・整備について（各区課題）

ア 認可外保育施設の①届出関係事務②指導監査③巡回指導の役割を明確化し、事務量を算定した上で組織体制、職種毎の人員配置について平成30年度中に検討する。

イ 指導監査については、認可外保育施設は事業者認可・指導、その他児童福祉施設はそれぞれの担当所管とするか、一元的に担当する部署を設置するか検討が必要であり、組織体制の検討を平成30年度中に行う。

② 基準等の整備や事務処理について（各区課題）

ア 東京都の認可外保育施設指導監査マニュアルを基に世田谷区の認可保育施設の指導監査マニュアルとの整合性を図り、世田谷区の認可外保育施設指導監査マニュアルを平成31年度中に整備する。

イ 事務処理実施基準については、東京都の基準に基づき作成する。

ウ 第三者評価等利用者からの声を聞く仕組みを検討する。

③ 人材の確保・育成について（各区課題）

ア 東京都の事務量（国との交渉、調査、統計、指導・監督）の算定

- ・ 東京都、他自治体への調査を行い、業務内容を整理し、区内の認可外保育施設数から事務量を算定する。

イ 人材の質と量の確保・育成方法

- ・ 現行の指導監査の体制に準じ、上記アで算定した事務量から人員を算定する。
- ・ 移管時からの対応ができるよう専門知識を確保できるような体制を検討していく。

④ 基準等の整備や事務処理について（特別区共通課題）

ア 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、認可権者や検査主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討

- ・ 移管時期の相違による他の項目における課題と同様に、特別区で考え方、方針を統一して進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ移管時期の相違による対応について、都と協議を進めていく。

イ 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（認可外保育施設に関する事務）においても、事業（事務）実施に際して、各区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査等を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。

ウ 専門的知識を得るための合同研修

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（認可外保育施設に関する事務）においても、専門的な知識等の修得が不可欠である。また、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。
- ・ 都におけるマニュアルの提供や事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。

エ 事務連絡会の設置

- ・ 情報共有の場は必要であり、情報連絡・共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。
- ・ 具体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについて

は、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討と併せて結論を出す。

- ・ 会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度については今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。

オ 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討

- ・ 事務処理件数については、一定の件数が予想されるが、検討項目「基準等の整備や事務処理について（実施基準やマニュアル等の整備）」における結論のとおり、各区での基準等が異なるため、共同処理については行わない。

カ 広域運営施設に係る連携

- ・ 事務連絡会の設置の項目に統合する。

⑤ 研修等について（都協議課題）

ア 指導・検査事務等の研修や説明会の実施体制

- ・ 現在、認可保育所の指導検査において、都が実施している「保育施設指導検査研修」などと同様の研修や説明会の開催など、必要な支援・協力について、児童相談所移管準備段階での実施を東京都に求めるとともに、引き続きさらなる検討を進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供及び勉強会の実施を都に対し求めていく。

⑥ 都・各区の連携・支援について（都協議課題）

ア 広域運営施設に係る連携

- ・ 共通課題で検討された事務連絡会の設置とともに、都との連携方法について協議を進めていく。

(5) スケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 平成30年度 | ・ 東京都、他自治体からの情報収集<br>・ 実施基準、マニュアル等の原案作成<br>・ 東京都との協議 |
| 平成31年度 | ・ 実施基準、マニュアル等の制定手続き<br>・ 東京都からの引継ぎ<br>・ 事業者、区民周知     |
| 平成32年度 | ・ 業務開始   |

## 第 1 1 章 小規模住居型養育事業に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

- ア 児童福祉法
  - 第 3 4 条の 4
  - 第 3 4 条の 5
  - 第 3 4 条の 6
- イ 児童福祉法施行細則
  - 第 1 7 条の 9

#### ② 事務の概要

- ・ 国及び都道府県以外の者の小規模住居型養育事業の届出受理
- ・ 小規模住居型養育事業に係る検査等に関すること
- ・ 小規模住居型養育家庭に係る制限または停止に関すること

#### ③ 想定される対象件数等

- ・ 1 ホームあたりの委託児童の定員は、5～6 人程度

### (2) 実施方法

世田谷区で単独実施

### (3) 平成 3 0 年度の検討・準備の担当所管

子ども・若者部子ども家庭課、保健福祉部調整・指導課

### (4) 今後の課題と検討の方向性

#### ① ファミリーホームの確保

#### ② ファミリーホームの研修の組み立てと実施

#### ③ 平成 3 0 年 2 月の「児童相談所移管に係る課題の検討状況」で示されているとおり、以下については、都と特別区とでの調整が必要である。

**ア 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、検査等主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討**

**イ 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備**

- ・ 東京都の実施基準やマニュアル等を参考に区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査等を行う必要がある。

**ウ 専門的知識を得るための合同研修**

- ・ 専門的な知識等の修得が不可欠で、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。
- ・ 都におけるマニュアルの提供や事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。

**エ 事務連絡会の設置**

- ・ 情報共有、情報連絡及び共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。具

体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについては、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討と併せて結論を出す。

- ・ 会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度については今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。

#### オ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。

#### カ 既存施設の移管協議

#### キ 都からの技術的援助や研修等の協力体制

- ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。

### (5) スケジュール

- |        |   |
|--------|---|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務を担当する新たな組織体制の検討、事務量の算定</li><li>・ ファミリーホーム確保にむけての検討</li><li>・ ファミリーホームの研修カリキュラム等の検討</li><li>・ 検査体制等の検討</li></ul>                         |
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな組織体制の整備</li><li>・ 施行規則、要綱の作成</li><li>・ 設置運営基準の作成</li><li>・ 事務手続きの確認</li><li>・ 認定基準の制定</li><li>・ 検査体制等の検討</li><li>・ 措置費等支払い準備</li></ul> |
| 平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 措置費等支払い事務開始</li><li>・ 指導検査開始</li></ul>  |

## 第12章 障害児通所支援事業に関する事務

### (1) 概要

#### ①根拠法令等

児童福祉法

第6条の2第2項

第6条の2第4項 等

#### ②事務の概要

障害児通所支援事業等の届出に関すること。(設置・変更・廃止)

障害児通所支援事業等に係る検査等(児童発達支援:30件、放課後デイサービス:38件 平成30年4月現在)、制限または停止を行う

#### ③想定される対象件数等

・障害児通所支援事業等の届出に関すること(設置・変更・廃止) 10件程度

・障害児通所支援事業等に係る検査・制限・停止等

児童発達支援:30件、放課後デイサービス:38件 (平成30年4月現在)

#### ④当該事業の利用者

##### ア 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

##### イ 放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

なお、両サービスとも住所地の区市町村において、介助の必要性や障害程度の把握のために、5領域11項目等の調査や障害児支援利用計画を踏まえた上で支給の要否及び支給量を決定する。

その結果を記載した、通所受給者証の交付を受けている児童がサービスの対象となる(手帳要件はない)。

#### <参考>

●児童発達支援とは・・・障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

●放課後等デイサービスとは・・・学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

●5領域11項目とは

項目

区分

①食事（1項目）	・全介助	・一部介助
②排せつ（1項目）	・全介助	・一部介助
③入浴（1項目）	・全介助	・一部介助
④移動（1項目）	・全介助	・一部介助
⑤行動障害及び精神症状（7項目）	・ある	・時々ある

●定款表記について

指定を受けるにあたっては、定款及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の目的欄等に当該申請事業を行う旨が記載されていることが必要となる。

※児童発達支援事業や放課後等デイサービスを行う場合には、『児童福祉法に基づく障害児通所支援事業』等の表記が必要となる。

（上記の表記により、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つの事業を読み込むことができる。）

(2) 実施方法

障害児通所施設支援事業に関する事務は世田谷区単独で運営するものとする。

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

障害福祉担当部障害者地域生活課、障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課、保健福祉部調整・指導課

(4) 今後の課題と検討の方向性

①組織体制（各区課題）

- ・届出の受理及び検査等を行う体制の検討が必要である。  
事務手順を検証して、他の児童施設との統合的な体制も視野に入れた検討を進める。

届出の受理及び検査等については、他自治体の例も参考にしながら、最も効果的な運営体制について検討を進める。

②事務量の算定について（各区課題）

- ・書類の審査や事業所の開設場所の検査指導、届出の受理及び検査等、事務量について、平成29年5月23日に東京都から示された回答に基づき検討を進める。

③検査・指導に係る事務について（各区課題）

- ・平成29年5月23日に都から示された回答を基に「検査内容」「スケジュール」等を作成する。

④指定に係る基準等の23区内での統一化（暴力団排除等省令と異なる規程の扱い含む）（特別区共通課題）

- ・都のマニュアルを基に、各区で法令に基づいた事業者指定のマニュアルを作成する。

⑤検査内容や、その結果の事業の制限、停止等に係る23区の統一的基準（特別区共通課題）

- ・都の資料「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」「障害福祉サービ

ス事業者等実地検査実施指針」等を基に、各区で検査・監査・停止等のマニュアルを作成する。

- ⑥虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法の検討（他区や都指導検査部と合同の指導検査体制の構築）（特別区共通課題）
- ・ 虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法について、都にさらに詳しい説明を求め、マニュアル・基準の整理を行う。
  - ・ 研修のため、都が実施する指導の実地検査に帯同することや、集団指導に参加できるよう依頼するとともに、都指導検査部と合同の指導検査体制が構築できるか検討する。
- ⑦広域で事業を実施する法人に対しての対応方法の構築（複数区や、都と区が共同で指導に当たる等のルール・体制作り含む）（特別区共通課題）
- ・ 都から回答のあった対応方法を基に、当該法人が運営する別事業所の所在する自治体からの情報収集を行い、運営指導、実地指導、監査をする。
- ⑧対象事業所が区外の利用者也受け入れている場合、援護の実施者との連携（特別区共通課題）
- ・ 都が使用している現行のマニュアルと指導体制を参考に、設置区における実施体制を整えるとともに、広域的な案件が生じた際に、他の援護の実施者と連携して行うための体制づくりを検討する。
- ⑨事務平準化のため、マニュアル作成、共同研修の実施、共通課題を共有する連絡会の開催（特別区共通課題）
- ・ 引き継いだ事務を確実に実施するため、都の現行マニュアル、実施体制等の情報を基に、各区でマニュアルを作成する。
  - ・ 共同研修は、モデル的確認実施区の取組状況を基に、特別区研修所での実施も含め検討する。
- ⑩情報の共有化（指定状況や検査・指導内容等）（特別区共通課題）
- ・ 広域で事業を行う法人の虐待、不正請求等には、当該法人が運営する別事業所の所在する自治体からの情報収集を行い共有する。
  - ・ 指定事業者情報等の都との情報共有は、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じて行っていく。
- ⑪医療型児童発達支援の広域的な利用調整に関する仕組みの構築（特別区共通課題）
- ・ 都立施設以外は利用調整を行っていないため、検討は不要である。
- ⑫共通の申請様式の使用に向けての調整（事業者の利便性向上）（特別区共通課題）
- ・ 都の様式を引き継ぐ。
- ⑬医療型児童発達支援の指定、検査及び指導に係る共同実施の検討(医療の専門知識を要する)（特別区共通課題）
- ・ 現状では、都立施設のみであり、かつ、平成24年度以降の指定実績がないため、この項目については課題から削除する。
- ⑭各区から派遣された職員で構成する検査・指導実施部署の設置可否の検討（特別区

共通課題)

- ・ 都から提供を受けたマニュアルを検証し、実施体制が確実に引継げるのであれば、共同実施は必要ないとする。

(5) スケジュール

平成30年度	担当部署決定 事務マニュアル作成 都等設置の児童相談所からの情報追加入手
平成31年度	実務研修
平成32年度	事業運営開始

## 第13章 一時預かり事業に関する事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

児童福祉法

第6条の3第7項

第21条の9

第34条の12等

子ども・子育て支援法

第59条9項

#### ② 事務の概要

児童福祉法に基づき、一時預かり事業の届出に関すること、一時預かり事業に係る検査、制限又は停止を行う。

#### ③ 想定される対象件数等（平成29年度末時点）

世田谷区ほっとステイ事業実施要綱に基づき運営する事業 15か所

私立幼稚園が行う一時預かり 3か所

私立認可保育園が行う一時保育 36か所

保育室が行う一時保育 5か所

一時保育専用施設 2か所

### (2) 実施方法

一時預かり事業に関する事務は世田谷区単独で実施する。なお、組織体制については、他市の例も参考としながら、引き続き届出の受理及び検査等を行う体制を検討する。

### (3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

子ども若者部子ども家庭課、子ども育成推進課、保育担当部保育課、保育認定・調整課、保健福祉部調整・指導課

### (4) 今後の課題と検討の方向性

#### ① 組織の体制・整備について（各区課題）

他市の例も参考としながら、届出の受理及び検査等を行う体制を事業単独で整えるか、一元的に行う部署を設置するか検討を行う。

#### ② 基準等の整備や事務処理について（特別区共通課題）

ア 全区移管完了までの検査等主管の共通対応の要否（特別区共通課題）

- ・ 移管時期の相違による他の項目における課題と同様に、特別区での考え方、方針を統一して進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ移管時期の相違による対応について、都と協議を進めていく。

イ 特別区共通の基準やマニュアル等の整備

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（一時預かり事業に関する事務）においても、事業（事務）実施に際して各区の裁量（考え）を反映した事務処理、検査等を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。

ウ 専門的知識を得るための合同研修

- ・ 児童相談所移管に伴う市の事務（一時預かり事業に関する事務）においても、専門的な知識等の修得が不可欠である。また、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。
- ・ 都におけるマニュアルの提供や事務引継を受けた上で、区ごとに移管時期の違いがあること等を考慮し、特別区全体での共同研修の必要性を検討する。

エ 事務連絡会の設置

- ・ 情報共有の場は必要であり、情報連絡・共有等を目的とする会議体（連絡会）を設置する。
- ・ 具体的に、どのような会議体を設置するのか、或いは活用をするのかについては、他の共通の課題での情報共有の場（事務連絡会の設置）の検討と併せて結論を出す。
- ・ また、会議体（連絡会）の具体的な機能、構成メンバー、開催頻度については今後の児童相談所の移管準備の進捗を踏まえて、引き続き検討を進めていく。

オ 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討

- ・ 事務処理件数については、少ないことが予想されるが、検討項目「基準等の整備や事務処理について（実施基準やマニュアル等の整備）」における結論のとおり、各区での基準等が異なるため、共通処理については行わない。

カ 広域運営施設に係る連携

- ・ 事務連絡会の設置の項目に統合する。

キ 事業者情報のデータベース化などの共有化

- ・ 事務連絡会の設置の項目に統合する。

③ 研修等について（都協議課題）

ア 都の設置・運営基準の情報提供

- ・ 現在、認可保育所の指導検査において、都が実施している「保育施設指導検査研修」などと同様の研修や説明会の開催など、必要な支援・協力について、児童相談所移管準備段階での実施を東京都に求めるとともに、引き続きさらなる検討を進めていく。
- ・ 児童相談所設置市の事務について、他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供及び勉強会の実施を都に対し求めていく。

イ 具体的な事務処理の教示

- ・ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎの項目に統合。

④ 都・各区の連携・支援について（都協議課題）

ア 都からの技術的援助や研修等の協力体制

- ・ 他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ特別区全体で必要な東京都からの技術的援助等について協力要請を行っていく。
- イ 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ
  - ・ 東京都における、現状の事務処理等について、特別区全体で東京都に情報提供を求めていくとともに、引き続き検討を進める。
  - ・ 児童相談所設置市の事務について他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ情報提供（教示）について、都と協議を進めていく。
- ウ 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定
  - ・ 児童相談所移管に伴う市の事務においても、事業（事務）実施に際して、各区の裁量（考え）を反映した事務処理、指導検査等を行う必要があるため、東京都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
  - ・ 他の確認事項と合わせ、特別区長会を通じ特別区全体で必要な東京都の実施基準等について情報提供を求めていく。
- ⑤ 情報の提供について（都協議課題）
  - ア 取消処分を受けた事業者の情報等について、都主導のもと、都と区及び他区とで情報共有できる体制づくり
    - ・ 都区全体の連絡調整、情報提供や援助については、都に情報共有できる体制づくりを求めていく。

#### (5) スケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体の当該事務の実施事業をリサーチ</li> <li>・ 実施基準、マニュアル等の原案作成</li> <li>・ 届出の受理及び検査等を行う体制の検討</li> <li>・ 東京都との協議</li> </ul> |
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施基準、マニュアルの制定手続き</li> </ul>   |
| 平成32年度 | 業務開始   |

## 第14章 特別児童扶養手当に係る判定事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

「児童相談所運営指針」により、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができるとされている。

#### ② 事務の概要

ア 診断書の作成は、医師が児童心理司等の協力を得て行う。

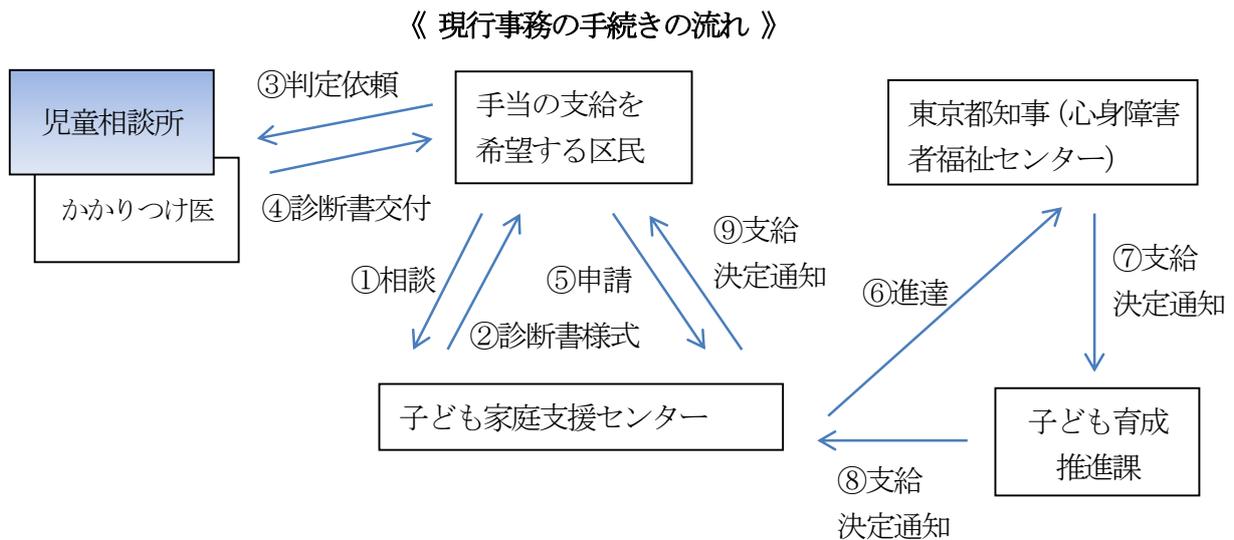
イ 判定後、診断書を認定請求者に交付する。

ウ おおむね2年後に再判定を行う。

#### 【現在区で行っている関連事務】

- ・ 子ども家庭支援センターから、本手当の支給を希望する区民へ、診断書の様式を渡す（下図②）
- ・ 子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所等による判定結果とともに本手当の申請書を受取り、東京都へ進達する（下図⑥）。
- ・ 子ども・若者部子ども育成推進課において、東京都からの支給決定通知を受領し、子ども家庭支援センターへ送付する（下図⑧）。
- ・ 子ども家庭支援センターから、本手当の支給が決定された区民へ、支給決定通知を渡す（下図⑨）。

### 《 現行事務の手続きの流れ 》



#### ③ 想定される対象件数等

診断書の作成は、ほぼ医療機関で行っており、児童相談所では主に「総合判定区分確認書」（一定の条件を満たす再判定の際、手帳の写しに代えて「障害状況届」に添

付するもの)を作成している。

(2) 実施方法

- ・ 児童相談所においては、現在の事務（上記「現行事務の手続きの流れ④」）と同様の判定事務を行うものとする。
- ・ 相談・申請の窓口は、これまでどおり子ども家庭支援センターとし、現行と同様の事務を行う。

(3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

障害福祉担当部障害施策推進課、総合支所保健福祉センター生活支援課

※なお、上記のとおり判定事務については児童相談所において行うこととする。

(4) 今後の課題と検討の方向性

特別児童扶養手当に係る判定事務は、児童相談所設置市が処理する事務ではなく、国の通知等により児童相談所が処理する事務であるため、予算・人員・事務マニュアル等について、既存の児童相談所より情報を入手し、準備する必要がある。

(5) スケジュール

児童相談所で行う他の事務に準ずる。

## 第15章 療育手帳に係る判定事務

### (1) 概要

#### ① 根拠法令等

東京都愛の手帳交付要綱

#### ② 事務の概要

ア 愛の手帳の交付申請受付

イ 交付対象者（18歳未満）の判定及び都道府県知事等への進達

（ア）心理判定員による保護者等からの聞き取り、本人への面接・知能検査等

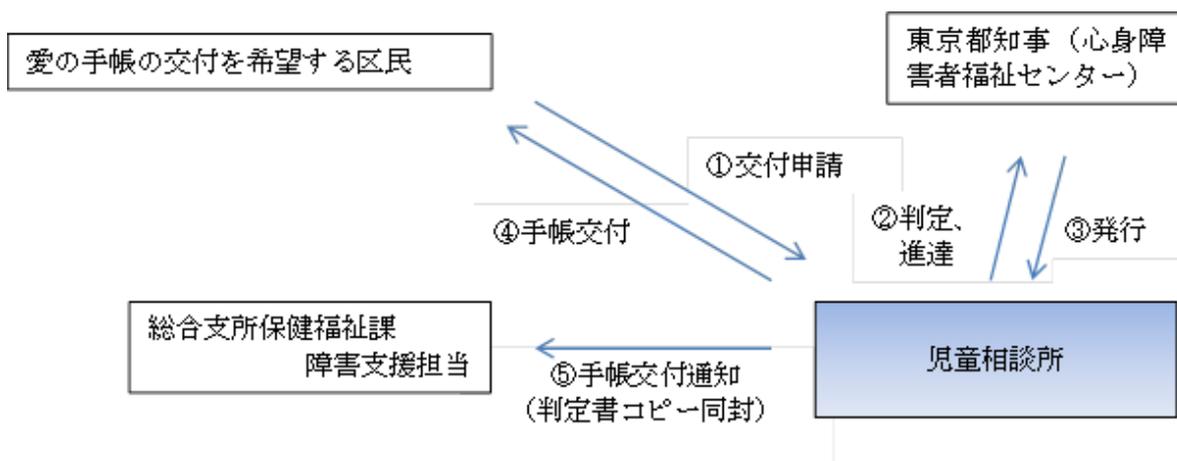
（イ）精神科医師による診断

ウ 知的障害者と判定された者に対する手帳の交付

#### 【現在区で行っている関連事務】

総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当が手帳交付通知を児童相談所から受け取ったのち、障害者サービスのしおり等を該当者へ郵送している。

#### 《 現行事務の手続きの流れ 》



#### ③ 想定される対象件数等

平成24年度の世田谷児童相談所における事務処理件数：147件

### (2) 実施方法

- ・ 手帳の申請には、児童相談所での判定が必要となるため、交付申請は児童相談所で受け付ける。
- ・ 愛の手帳に係る判定業務は、引き続き児童相談所が行う。
- ・ 手帳の交付については、区の窓口より行い、同時にサービスに関する説明を行うことを検討する（組織のあり方と併せ、平成30年6月を目途に検討する）。

### (3) 平成30年度の検討・準備の担当所管

障害福祉担当部障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課

※なお、上記のとおり手帳申請受付及び判定事務については、児童相談所で行うこと

とする。

(4) 今後の課題と検討の方向性

- ・ 療育手帳（愛の手帳）に係る判定事務は、児童相談所設置市が処理する事務ではなく、国の通知等により児童相談所が処理する事務であるため、予算・人員・事務マニュアル等について、既存の児童相談所より情報を入手し、準備する必要がある。
- ・ 手帳の交付を契機に、より円滑に必要とする支援につなげていくための検討を行う。

(5) スケジュール

- ・ 愛の手帳に係る判定事務については、児童相談所で行う他の事務に準ずる。
- ・ 手帳交付の窓口については、次のとおりとする。

平成30年4月～6月	交付方法の検討
6月	事務処理案の作成

## 第16章 新たに追加された事務

- ・平成30年4月の関係法令の改正により、新たに次の事務が児童相談所設置市として行う事務として位置づけられた。区では関係所管課による新たな検討体制を立ち上げ、移管に向けた検討を行うものとする。

### (1) 障害福祉サービス等情報公開に関する事務

#### ① 根拠法令等

児童福祉法第33条の18

#### ② 事務の概要

障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報（法人・事業所等の所在地などの基本情報や利用者の権利擁護の取組みなどの運営情報）公開

### (2) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務

#### ① 根拠法令等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律  
第6条

第32条

第38条

第39条

第40条 等

#### ② 事務の概要

ア 民間あっせん機関の許可等

イ 規定事由の事象が発生した際の民間あっせん期間からの報告聴取

ウ 民間あっせん機関への指導及び助言

エ 民間あっせん機関からの報告聴取及び検査

オ 養子縁組のあっせんに係る制度の周知

## <参考1> 課題（検討項目）の整理

### 第1章 共通事項

#### 2 設置市事務の移管に向けた準備の進行

- 【継】 課題 ID 20 児童相談所設置市事務等の移管事務に関する経費の把握※法改正による体制強化等経費を含む／各区課題（H29）移管に伴う財源に関すること（その他）
- 【継】 課題 ID 114 人員及び予算措置／各区課題（H29）
- 【継】 課題 ID 25 その他必要な職員の確保（児童相談所設置市が行う事務にかかる職員の確保、社会的養護担当職員の確保）／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 103 児童相談行政の体制の整備（障害福祉所管課（児童発達支援センター含む）、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育委員会事務局、保健所等児童相談の再編、統合、機能分担）／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（体制整備）
- 【未】 課題 ID 287 移管事務を共同処理する場合の財政措置、負担方法等についての検討 ※他の会議体等における検討状況を踏まえて取り組む課題／共通課題（H30・31）移管に伴う財源に関すること（その他）

### 第2章 児童福祉審議会の設置に関する事務

- 【継】 課題 ID 220 医師や法律家など限られた人材の参画と経験の集積が行えるよう、先行自治体の例を研究し、制度設計や委員構成のあり方の検討／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（委員の選考・確保について）
- 【継】 課題 ID 221 児童福祉審議会と既存会議体（子ども・子育て会議等）との関係を整理し、そのあり方（統合等）を検討／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（組織の体制・整備について）
- 【継】 課題 ID 222 事務量の算定／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（組織の体制・整備について）
- 【継】 課題 ID 223 事務方の担当部署の割り振りと実施体制の整備／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（組織の体制・整備について）
- 【継】 課題 ID 224 専門部会の設置方法（構成や内容等）や開催頻度の検討／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（組織の体制・整備について）
- 【継】 課題 ID 225 本審議会や子ども権利擁護部会、里親認定部会等の設置・運営などにあたり求められる専門性を有する人材について、質と量の両面で確保するための育成手法等の検討／各区課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（人材の確保・育成について）
- 【継】 課題 ID 328 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（基準等の整備や事務処理について）
- 【未】 課題 ID 329 専門的知識を得るための合同研修／共通課題（H30）児童福祉審議会の設置に関する事務（基準等の整備や事務処理について）
- 【継】 課題 ID 330 事務連絡会の設置／共通課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（基準等の整備や事務処理について）
- 【継】 課題 ID 331 児童虐待死亡事例の検証等、特別区間での実施の仕組みづくり／共通課題（H29）児童福祉審議会の設置に関する事務（各区との連携について）
- 【未】 課題 ID 472 都審議会からの引継ぎ・連携方法／都協議課題（H30）児童福祉審議会の設置に関する事務（都・各区の連携・支援について）
- 【未】 課題 ID 473 都と共通の実施基準やマニュアル等の策定に関する技術的支援や研修、関係機関への情報提供のあり方／都協議課題（H30）児童福祉審議会の設置に関する事務（都・各区の連携・支援について）
- 【未】 課題 ID 474 児童相談所の未設置自治体との調整／都協議課題（H30）児童福祉審議会の設置に関する事務（都全体の仕組みづくりについて）

### 第3章 里親に関する事務

- 【継】 課題 ID 185 養親希望者の家庭調査と認定実施の体制整備／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (養子縁組・特別養子縁組について)
- 【継】 課題 ID 186 特別養子縁組に係る家庭裁判所との連携、協力体制の整備／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (養子縁組・特別養子縁組について)
- 【継】 課題 ID 187 養子縁組幹旋機関との連携、協力体制の整備／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (養子縁組・特別養子縁組について)
- 【継】 課題 ID 226 里親の認定事務を行うための体制整備／各区課題 (H29) 里親に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【未】 課題 ID 332 共通の事務処理基準・マニュアル等の作成／共通課題 (H30) 里親に関する事務 (事務処理等について)
- 【未】 課題 ID 476 都からの事務引き継ぎ／都協議課題 (H30) 里親に関する事務 (都との連携について)
- 【未】 課題 ID 477 都のマニュアル等の提供／都協議課題 (H30) 里親に関する事務 (都との連携について)

### 第4章 児童委員に関する事務

- 【継】 課題 ID 227 児童委員は、民生委員と一部が主任児童委員を兼ねるため、移管に当たり事務も含めた一体的な検討／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (児童委員と民生委員の関係について)
- 【継】 課題 ID 228 児童委員及び主任児童委員との連携方法・業務への関わり方等、統一的な対応が必要なものについての検討／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (児童委員と民生委員の関係について)
- 【継】 課題 ID 229 民生委員の研修との一体化、東社協または民生児童委員連合会への委託、各区独自で実施など、研修の実施方法の検討／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 333 児童委員の研修は、民生委員・児童委員研修の一部として行われているため、各区が連携した事業実施の検討／共通課題 (H30) 児童委員に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 334 都の研修(東京都民生児童委員連合会に委託)に一体化する場合、費用負担のあり方を検討／共通課題 (H30) 児童委員に関する事務 (研修等について)
- 【継】 課題 ID 335 現在、民生委員及び児童委員への研修は、東京都民生児童委員連合会へ委託されていることから、移管後も委託等の方法により、各区共同で研修を実施するかを検討／共通課題 (H29) 児童委員に関する事務 (研修等について)
- 【継】 課題 ID 230 各組織の業務分担を明確にした事務局体制の整備／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 232 指導監督事務等における、実施基準やマニュアル等の策定／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 233 移管後の民生・児童委員の事務量の算定／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 234 都は、主な事務事業の一部を東京都社会福祉協議会(都社協は東京都民生委員児童委員連合会の事務局)に委託しているため、移管事務の範囲調整／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 235 都が実施している厚生労働大臣への児童委員の推薦事務の検討(地方社会福祉審議会の設置含む。また、既存の審議会を活用するなどの検討が必要。併せて条例の制定または改正も必要)／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 236 児童委員と児童相談所との連携方法／各区課題 (H29) 児童委員に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 336 指導監督事務等の各区による合同研修や情報交換／共通課題 (H29) 児童委員に関する事務 (事務処理等について)
- 【継】 課題 ID 337 情報の共有体制を整備して業務の標準化を図る／共通課題 (H29) 児童委員に関する事務 (事務処理等について)
- 【未】 課題 ID 478 東京都民生児童委員連合会への児童委員に対する研修の委託や、研修のあり方についての検討／都協議課題 (H30) 児童委員に関する事務 (研修の実施について)

- 【未】 課題 ID 479 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定／都協議課題 (H30) 児童委員に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 480 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 児童委員に関する事務 (都・各区の連携・支援について)

## 第5章 指定療育機関に関する事務

- 【継】 課題 ID 35 事務執行体制の検討／各区課題 (H29) 指定療育機関に関する事務 (庁内組織体制について)
- 【継】 課題 ID 36 事業ノウハウの継承方法の検討／各区課題 (H29) 指定療育機関に関する事務 (庁内組織体制について)
- 【継】 課題 ID 425 マニュアルや統一基準の調整／共通課題 (H29) 指定療育機関に関する事務 (特別区間の連携について)
- 【未】 課題 ID 426 情報共有／共通課題 (H30) 指定療育機関に関する事務 (特別区間の連携について)
- 【未】 課題 ID 584 事務内容に係る情報提供／都協議課題 (H30) 指定療育機関に関する事務 (移管に向けた支援について)
- 【未】 課題 ID 585 事務引継ぎ方法の検討／都協議課題 (H30) 指定療育機関に関する事務 (移管に向けた支援について)
- 【未】 課題 ID 586 移管後の情報共有／都協議課題 (H30) 指定療育機関に関する事務 (都区間の連携について)

## 第6章 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務

- 【継】 課題 ID 37 事務執行体制の検討／各区課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (庁内組織体制について)
- 【継】 課題 ID 38 自区の方針の検討／各区課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (認定審査会について)
- 【継】 課題 ID 427 マニュアルや統一基準の調整／共通課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (特別区間の連携について)
- 【継】 課題 ID 428 情報共有／共通課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (特別区間の連携について)
- 【未】 課題 ID 429 審査会の設置方法の検討／共通課題 (H30) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (認定審査会について)
- 【未】 課題 ID 430 全ての希望区が設置市となるまでの間の設置形態の検討／共通課題 (H30) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (認定審査会について)
- 【未】 課題 ID 589 全ての希望区が設置市となるまでの間の対応／都協議課題 (H30) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (認定審査会について)
- 【継】 課題 ID 587 事務内容に関する情報提供／都協議課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (移管に向けた支援について)
- 【継】 課題 ID 588 事務引継ぎ方法の検討／都協議課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (移管に向けた支援について)
- 【継】 課題 ID 590 統一基準の調整／都協議課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (都区間の連携について)
- 【継】 課題 ID 591 移管後の情報共有／都協議課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (都区間の連携について)
- 【継】 課題 ID 592 困難事例に関する技術的支援／都協議課題 (H29) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 (都区間の連携について)

## 第7章 障害児入所給付費の支給等に関する事務

- 【継】 課題 ID 39 必要経費の確保／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (予算関係)
- 【継】 課題 ID 40 障害児入所給付費の支給に伴う国や都負担金の取り扱いについての確認／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (予算関係)
- 【継】 課題 ID 41 専門知識のある人材の確保と育成／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 42 専門職 (医師や臨床心理士) の配置の検討／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (人事関係)

- 【継】 課題 ID 43 管轄部署の整備・誘致や補助、支給決定や支払いを行う部署と事業者指定や検査・指導を行う部署の分化／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (組織関係)
- 【継】 課題 ID 44 管轄部署の整備・区児童相談所と障害福祉主管課間での役割分担／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (組織関係)
- 【継】 課題 ID 45 システム改修、規定整備等の対応／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 46 必要な事務スペース、カウンター等既存事務室改修等の検討／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 47 給付事務・申請窓口の確定(就学前児童、就学児童)／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 48 給付事務・18歳到達にかかる障害者施設への移行事務処理手順の確認／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 49 給付事務・支払事務に係る国保連との事務手続きの確認／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 50 給付事務・障害児通所受給者の障害児通所給付費の支給に準じた事務マニュアルの作成／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 51 給付事務・支給決定基準の検討／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 52 入所調整機能の持ち方・入所調整の仕組みづくり、マニュアル作成／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 53 入所施設の指定方法の確認・指定基準の策定、マニュアル作成／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 54 入所施設の指定方法の確認・指導検査体制の構築／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 55 入所施設の指定方法の確認・入所状況、空き状況等情報管理の方法検討／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 56 入所施設の指定方法の確認・主管が各区になることについて事業者への周知／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 57 検査・指導に係る事務・虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法の検討／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 58 検査・指導に係る事務・広域で事業を実施する法人に対しての対応方法／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 59 検査・指導に係る事務・実施時に事業者の所在区と援護の実施区が連携する必要がある／各区課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 371 システムの共通化の検討／共通課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 373 入所調整機能の持ち方・入所状況や空き情報、ケース対応等の情報共有方法の構築／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 374 入所調整機能の持ち方・入所受給者証の交付方法の検討／共通課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 375 入所調整機能の持ち方・障害児施設から障害者施設への移行及び移行時の支援／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 376 地域の実情に合った運用を検討するための情報共有等の実施／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 377 事業者指定や検査に関する事務の連携の検討・ブロックによる連携した実施方法の検討／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 378 事業者指定や検査に関する事務の連携の検討・スキームの構築と費用負担の検討／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 379 支給決定の公平性確保のため、共通の研修の実施／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (区間連携の検討)

- 【未】 課題 ID 370 23区統一の支給決定基準、事務処理マニュアルの作成／共通課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (基準関係)
- 【継】 課題 ID 514 現在の相談や事務の流れ・入所申請から支給決定、受給者証発行までの流れ、事務マニュアル／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 515 現在の相談や事務の流れ・入所施設の指定、検査、勧告等処理に関する事務マニュアル／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 516 現行の支給決定件数、支給決定台帳／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 517 都が保有している施設や入所児童に関する情報提供(引継ぎ)／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 518 事務量の算定及び職員の数(職種ごと)／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 519 入所調整の仕組み・入所状況、空き状況の把握の仕方／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 520 入所調整の仕組み・基準等の考え方／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 521 事業者の指定から処分等まで事業者指導の技術的指導のノウハウ／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 522 システム化や委託の状況及び発注仕様、受託者の状況及び契約金額／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 523 円滑な引継ぎ方法の検討／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 524 23区の統一基準、共通マニュアル策定にかかる助言／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 525 立上げ支援(区職員の派遣受入、研修会、マニュアルの提供等)／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【継】 課題 ID 526 都及び児童相談所設置区の共通の指定基準、指導検査体制の構築／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 527 都及び児童相談所設置区の入所調整の仕組みづくりの協議／都協議課題 (H) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【継】 課題 ID 528 指導検査について、都及び児童相談所設置区との役割分担／都協議課題 (H29) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 529 保護者や施設に対する説明、事務手続きの案内などの周知／都協議課題 (H30) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 530 福祉型障害児入所施設の入所調整方法の検討、調整／都協議課題 (H) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【未】 課題 ID 531 医療型障害児入所施設の入所調整方法の検討、調整／都協議課題 (H) 障害児入所給付費の支給等に関する事務 (東京都との関係(※連携から変更))
- 【継】 課題 ID 104 一元的な指示・命令系統の確保／各区課題 (H29) 障害相談窓口に関すること (体制整備)
- 【未】 課題 ID 416 障害相談窓口体制の強化／共通課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (体制整備)
- 【継】 課題 ID 106 児童発達支援センター設置の必要性を検討／各区課題 (H29) 障害相談窓口に関すること (既存部署との役割分担)
- 【継】 課題 ID 107 障害児に係る担当窓口の明確化・各区における既存の組織(児童主管課、障害福祉所管課等)における障害者相談窓口と、区で設置する児童相談所の相談窓口との役割、業務分担・連絡調整方法について検討／各区課題 (H29) 障害相談窓口に関すること (既存部署との役割分担)
- 【継】 課題 ID 115 在宅障害児、在宅重症心身障害児訪問指導事業について、措置につなげる業務の確認／各区課題 (H29) 障害相談窓口に関すること (その他)

## 第8章 児童自立生活援助事業に関する事務

- 【継】 課題 ID 237 設置認可や検査等の事務は専門性が要求されるため、効率性を考慮し、一元的に事務処理を行う担当部署の設置／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 238 届出や検査等の事務以外に、入所していた児童養護施設と連携し、相談場所の検討や自立支援の必要があるため、運営所管と指導検査所管の業務分担の明確化／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 239 専門性の高い人材確保は必要だが、各区に事業者が存在せず、各区での実施は事務が非効率になる可能性がある。そのため、事業の性質や他区の状況から、担当部署の再検討が必要／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 240 年間の事務量が少ないものの、届出受理や検査事務等における実施基準やマニュアル等を策定／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (基準等の整備について)
- 【継】 課題 ID 241 事務量の算定／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【継】 課題 ID 242 事務の専門性における、人材の質と量の確保・育成方法／各区課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【継】 課題 ID 243 設置認可、検査等の事務は専門性が要求されるため、効率性を考慮し、一元的に事務処理を行う担当部署の設置の検討／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 341 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 342 専門的知識を得るための合同研修／共通課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 343 事務連絡会の設置／共通課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 344 現行の事務処理件数を踏まえ、特別区での共同処理の是非の検討／共通課題 (H29) 児童自立生活援助事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 481 検査事務等の研修や説明会の実施体制／都協議課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 482 広域運営施設にかかる連携／都協議課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 483 今までの実施基準や事務処理方法等についての十分な引継ぎ／都協議課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 484 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 児童自立生活援助事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)

## 第9章 児童福祉施設に関する事務

- 【継】 課題 ID 243 設置認可、検査等の事務は専門性が要求されるため、効率性を考慮し、一元的に事務処理を行う担当部署の設置の検討／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 244 児童福祉施設の認可及び廃止・休止の承認、また認可の取消を行う部署と、児童福祉施設の設置者に対し、申請や報告徴収及び検査を行う部署を切り離すなど、役割分担の明確化／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 245 経理・入所者の処遇等の監査を、外部へ委託することの可否の検討／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 246 児童養護施設、乳児院以外について、各所管で事務処理を行うために庁内調整／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 247 事務処理の実施基準やマニュアル等の策定／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 248 施設数が少ない中、統一的な対応や事務処理について、経験の蓄積や継続性をどう確保／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)

- 【継】 課題 ID 249 児童福祉施設の設置認可等の事務や入所事務等における調査方法、技術の習得に関するノウハウ習得／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 345 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、認可権者や検査主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討／共通課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 346 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 347 専門的知識を得るための合同研修／共通課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 348 事務連絡会の設置／共通課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 349 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討／共通課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 250 都の事務量(国との交渉、調査、統計など)の算定／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【継】 課題 ID 251 事務の専門性から人材の質と量の確保・育成方法／各区課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【未】 課題 ID 485 検査事務等の研修や説明会の実施体制／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 486 具体的な事務処理の教示／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 487 許可事務等に関する研修受け入れ／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (研修等について)
- 【継】 課題 ID 488 助産施設など広域で利用する施設の検査等、事務処理を移管する範囲の再検討／都協議課題 (H29) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 489 現在の仕事量や基準などについての情報提供／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 490 広域運営施設にかかる連携／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 491 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 492 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 493 認可事務や指導検査の実施状況等、都主導のもと、都と各区が情報共有できる体制づくり／都協議課題 (H30) 児童福祉施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)

## 第10章 認可外保育施設に関する事務

- 【継】 課題 ID 252 認可外保育施設の届出受付や、廃止・休止の承認、また取消を行う部署と、認可外保育施設の設置者に対し、申請や報告徴収及び検査を行う部署を切り離すなど、役割分担の明確化／各区課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 253 届出、検査等の事務以外にも、要保護児童の社会的養護先として、設置の推進を図る必要があるものの、推進と検査等が同一部署で適切か検討が必要／各区課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 254 指導検査や事務処理の実施基準やマニュアル等の策定／各区課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 351 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、認可権者や検査主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討／共通課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 352 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 353 専門的知識を得るための合同研修／共通課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)

- 【未】 課題 ID 354 事務連絡会の設置／共通課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 355 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討／共通課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 255 都の事務量 (国との交渉、調査、統計、指導・監督など) の算定／各区課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【継】 課題 ID 256 建築、会計、心理等の専門性から、人材の質と量の確保・育成方法／各区課題 (H29) 認可外保育施設に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【未】 課題 ID 494 指導・検査事務等の研修や説明会の実施体制／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 495 広域運営施設にかかる連携／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 496 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 497 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 498 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 499 取消処分を受けた事業者の情報等について、都主導のもと、都と区及び他区とで情報共有できる体制づくり／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (情報の提供・共有について)
- 【未】 課題 ID 500 認証保育所について、都による技術支援や定期的な研修の実施、都と区とで情報共有できる体制づくり／都協議課題 (H30) 認可外保育施設に関する事務 (情報の提供・共有について)

## 第 1 1 章 小規模住居型養育事業に関する事務

- 【継】 課題 ID 257 設置認可、検査等の事務は専門性が要求されるため、効率性を考慮し、一元的に事務処理を行う担当部署の設置の検討／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 258 届出、検査等の事務以外にも、要保護児童の社会的養護先として、設置の推進を図る必要があるものの、推進と検査等が同一部署で適切か検討が必要／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 259 検査事務等の実施基準やマニュアル等の策定／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 260 里親に関する業務と一体的な処理の検討／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 261 児童福祉施設の認可・検査等の事務を担当する部署との連携／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 262 里親開拓と併せて、本事業の実施に向けた推進／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 357 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、認可権者や検査主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討／共通課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 358 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 359 専門的知識を得るための合同研修／共通課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【未】 課題 ID 360 事務連絡会の設置／共通課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 361 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討／共通課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 263 事務量の算定／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (人材の確保・育成について)

- 【継】 課題 ID 264 届出受理や指導検査等の専門性から、人材の質と量の確保・育成方法／各区課題 (H29) 小規模住居型養育事業に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【未】 課題 ID 501 検査事務等の研修や説明会の実施体制／都協議課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 502 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ／都協議課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 503 既存施設の移管協議／都協議課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 504 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)
- 【未】 課題 ID 505 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定／都協議課題 (H30) 小規模住居型養育事業に関する事務 (都・各区の連携・支援について)

## 第12章 障害児通所支援事業に関する事務

- 【継】 課題 ID 60 必要経費の確保／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (予算関係)
- 【継】 課題 ID 61 従事職員の育成／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 62 管轄部署の整備・誘致や補助、支給決定や支払いを行う部署と、事業者指定や検査・指導を行う部署の分化／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (組織関係)
- 【継】 課題 ID 63 事業者指定に係る事務及び検査・指導に係る事務共通・専門知識の習得、マニュアルの作成／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 64 事業者指定に係る事務及び検査・指導に係る事務共通・主管が各区になることについて事業者への周知／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 65 事業者指定に係る事務及び検査・指導に係る事務共通・関係法規、要綱等の整備／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 66 事業者指定に係る事務及び検査・指導に係る事務共通・対応スペースのほか、事務スペースや備品、必要職員数や経費の情報収集とその確保／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 67 検査・指導に係る事務・虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法の検討／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 68 検査・指導に係る事務・広域で事業を実施する法人に対しての対応方法／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 69 検査・指導に係る事務・実施時に事業者の所在区と援護の実施区が連携する必要がある／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 70 その他・業務委託の可否の検討／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 71 その他・保健所等との連携／各区課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 382 虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法の検討 (他区や都指導検査部と合同の指導検査体制の構築)／共通課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 383 広域で事業を実施する法人に対しての対応方法の構築 (複数区や、都と区が共同で指導に当たる等のルール・体制作り含む)／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 384 対象事業所が区外の利用者も受け入れている場合、援護の実施者との連携／共通課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 386 事務平準化のため、共通のマニュアル作成、共同研修の実施、共通課題を共有する連絡会の開催／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 387 情報の共有化 (指定状況や検査・指導内容等)／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 388 医療型児童発達支援の広域的な利用調整に関する仕組みの構築／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 380 指定に係る基準等の23区内での統一化 (暴力団排除等省令と異なる規程の扱い含む)／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (基準関係)

- 【継】 課題 ID 381 検査・監査内容や、その結果の事業の制限、停止等に係る 23 区の統一的基準／共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (基準関係)
- 【継】 課題 ID 389 共通の申請様式の使用に向けての調整 (事業者の利便性向上) / 共通課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 391 各区から派遣された職員で構成する検査・指導実施部署の設置可否の検討・共同処理可能部分とその法的根拠、設置に係る事務手続き／共通課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 392 各区から派遣された職員で構成する検査・指導実施部署の設置可否の検討・検査、指導実施部署を設置した場合の処分庁について確認／共通課題 (H) 障害児通所支援事業に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 393 各区から派遣された職員で構成する検査・指導実施部署の設置可否の検討・設置場所、財政的負担、必要人数／共通課題 (H) 障害児通所支援事業に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 394 各区から派遣された職員で構成する検査・指導実施部署の設置可否の検討・検査・指導実施部署の単位の検討／共通課題 (H) 障害児通所支援事業に関する事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 532 現行の事務マニュアルや実施体制、システムに係る情報の提供／都協議課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 533 これまで都が行った当該事業に係る文書・台帳等の区への引継ぎ／都協議課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 534 都立・区立の事業者の指定及び検査・指導は、その所在地が行うのかの確認／都協議課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 535 都から区に対する研修への支援や職員派遣 (受入・派遣共に) 及びその他技術的助言を要する。／都協議課題 (H30) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都からの支援・協力)
- 【継】 課題 ID 536 特別区として一定の方針を取りまとめ後、都における方針等とのすり合わせを要する。／都協議課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都との連携)
- 【継】 課題 ID 537 虐待、不正請求等の悪質事例への対応方法の検討 (他区や都指導検査部と合同の指導検査体制の構築) / 都協議課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都との連携)
- 【継】 課題 ID 538 広域で事業を実施する法人に対しての対応方法の構築 (複数区や、都と区が共同で指導に当たる等のルール・体制作り含む) / 都協議課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都との連携)
- 【継】 課題 ID 539 医療型児童発達支援の広域的な利用調整に関する仕組みの構築／都協議課題 (H29) 障害児通所支援事業に関する事務 (東京都との連携)

### 第 13 章 一時預かり事業に関する事務

- 【継】 課題 ID 265 事業実施の届出を行う部署と届出を受理し立ち入り検査、法違反に基づく処分や事業停止等を行う部署との役割分担の明確化／各区課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 363 各区で児童相談所の移管時期が異なる場合に、認可権者や検査主管が、都である区と区が自ら行う区と、特別区の中で分かれてしまうため、共通対応が必要かの検討／共通課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 364 特別区共通の実施基準やマニュアル等の整備／共通課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【未】 課題 ID 365 専門的知識を得るための合同研修／共通課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【未】 課題 ID 366 事務連絡会の設置／共通課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 367 関係事務について、特別区での共同処理の是非の検討／共通課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (組織の体制・整備について)
- 【継】 課題 ID 266 検査事務等の実施基準やマニュアル等の策定／各区課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 267 既存の所属のノウハウの活用方法／各区課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (基準等の整備や事務処理について)
- 【継】 課題 ID 268 事務処理特例以外の移管業務の事務量の算定／各区課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (人材の確保・育成について)

- 【継】 課題 ID 269 検査事務等の専門性から、人材の質と量の確保・育成方法／各区課題 (H29) 一時預かり事業に関する事務 (人材の確保・育成について)
- 【未】 課題 ID 506 都の設置・運営基準の情報提供／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 507 具体的な事務処理の教示／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (研修等について)
- 【未】 課題 ID 509 都からの技術的援助や研修等の協力体制／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (都・各区の連携、支援について)
- 【未】 課題 ID 510 現在の仕事量や、今までの実施基準や事務処理方法等の情報提供と十分な引継ぎ／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (都・各区の連携、支援について)
- 【未】 課題 ID 511 都と各区における統一した実施基準やマニュアル等の策定／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (都・各区の連携、支援について)
- 【未】 課題 ID 512 取消処分を受けた事業者の情報等について、都主導のもと、都と区及び他区とで情報共有できる体制づくり／都協議課題 (H30) 一時預かり事業に関する事務 (情報の提供について)

## 第14章 特別児童扶養手当に係る判定事務

- 【未】 課題 ID 561 児童相談所が行っている医療機関との連携等の現況・特別児童扶養手当や療育手帳の判定、専門相談に係る囑託医の確保方法／都協議課題 (H30) 医療機関との連携、協力、調整に関すること (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 72 必要経費の確保／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (予算関係)
- 【継】 課題 ID 73 児童福祉司、心理職等、専門職の確保及び配置の検討／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 74 判定に係る診断書作成が可能な医師の確保、及びそのための医師会との調整／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【未】 課題 ID 397 小児神経医師等、判定基準を熟知した医師の確保・育成、研修等の取り組み／共通課題 (H30) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 542 人材育成のための派遣研修受け入れを含めた研修の実施／都協議課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 543 都職員の区への派遣／都協議課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【未】 課題 ID 544 判定医の確保／都協議課題 (H30) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 75 児童相談窓口業務と既存窓口業務 (障害福祉課、子育て支援課、保健所等関係部署) の整理と役割分担、連携／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (組織関係)
- 【継】 課題 ID 76 判定業務を行う専門医等の配置検討／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (組織関係)
- 【継】 課題 ID 77 条例・要綱などの法令整備／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 78 判定の公平性・統一性確保のための判定方法の統一的な基準を定めた事務処理マニュアルの作成、判定技術の習得／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 79 未設置区との全体調整のため、都への進達スキーム、都と共通の判定会議の設置の可否の検討／各区課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 398 判定の公平性確保のための事務処理基準、マニュアルの共通化／共通課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 546 実務的なノウハウを習得するための研修会開催、技術的助言／都協議課題 (H30) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 395 判定基準の統一化／共通課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (判定基準関係)
- 【継】 課題 ID 540 現行の事務マニュアルや実施体制、システムに係る情報の提供／都協議課題 (H29) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 541 これまで都が行った当該事業に係る文書・台帳等の区への引継ぎ／都協議課題 (H30) 特別児童扶養手当に係る判定事務 (東京都からの情報提供)

## 第15章 療育手帳に係る判定事務

- 【継】 課題 ID 80 必要経費の確保／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (予算関係)
- 【継】 課題 ID 81 人材確保、人材育成・医師、臨床(児童)心理士等専門職の確保／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 82 人材確保、人材育成・研修育成体制の確保(都への派遣研修等)／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (人事関係)
- 【未】 課題 ID 403 人材確保、人材育成・合同の職員研修の必要性／共通課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (人事関係)
- 【継】 課題 ID 83 判定事務・児童相談所窓口と既存窓口の取扱い業務の整理／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 84 判定事務・事務量と適正な業務体制の確保／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 85 判定事務・事務スペース、カウンター、相談室等の調整／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 86 判定事務・事務処理マニュアルの作成／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 87 その他・就労移行支援のアセスメント、15歳以上の重度訪問介護利用の意見、通所給付等の療育の必要性や障害の有無の確認などへの判定結果の活用等の検討／各区課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (事業運営関係)
- 【未】 課題 ID 404 23区統一の判定マニュアル作成／共通課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 405 公平性の担保・判定のレベル合わせ／共通課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (区間連携の検討)
- 【未】 課題 ID 547 愛の手帳判定にかかる事務について・申請から判定までの事務の流れの確認(初回・再認定)、マニュアルの提示(調査項目、調査方法、必要な機材及び設備等)／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 548 愛の手帳判定にかかる事務について・業務内容・事務量、従事職員数(職種別)／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 549 愛の手帳判定にかかる事務について・都心身障害者福祉センター、東京都保健福祉局との関係／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの情報提供)
- 【継】 課題 ID 550 人材確保、人材育成・都の判定の実際を学ぶ研修等の実施／都協議課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【継】 課題 ID 551 人材確保、人材育成・区職員の都への派遣研修の受け入れ／都協議課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【未】 課題 ID 552 共通マニュアル策定に係る助言、情報提供／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【未】 課題 ID 553 判定困難ケースへの助言、関与／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【未】 課題 ID 554 都への進達方法等、連携スキームの確立／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【未】 課題 ID 555 未設置区と設置区、都との全体調整／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【継】 課題 ID 556 東京都愛の手帳交付要綱と区設置児童相談所との関係調整／都協議課題 (H29) 療育手帳に係る判定事務 (東京都からの支援・協力)
- 【未】 課題 ID 557 記録の引継ぎ(都への進達等)、転居等の際の記録の移動／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (設置後の東京都からの連携)
- 【未】 課題 ID 558 18歳以降の手帳との整合性、連携のあり方／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (設置後の東京都との連携)
- 【未】 課題 ID 559 都心身障害者福祉センターとの連携／都協議課題 (H30) 療育手帳に係る判定事務 (設置後の東京都との連携)